

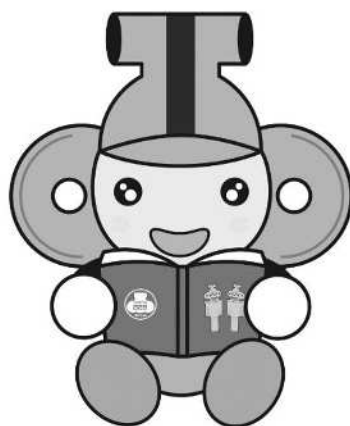
第3期本庄市地域福祉計画 (ふくしの杜ほんじょうプラン21)

進捗管理シート

令和7年度実施結果

令和8年度の実施方針

本庄市



本庄市マスコット

はにぽん

■第3期本庄市地域福祉計画 令和7年度の進捗管理・評価

本庄市では、本庄市総合振興計画が掲げる本庄市の将来像を踏まえて、人と人、人と資源がつながり助けあう地域共生社会の実現に向けて、令和6年度から令和10年度までの5年間を計画期間とする「第3期本庄市地域福祉計画」を策定しました。

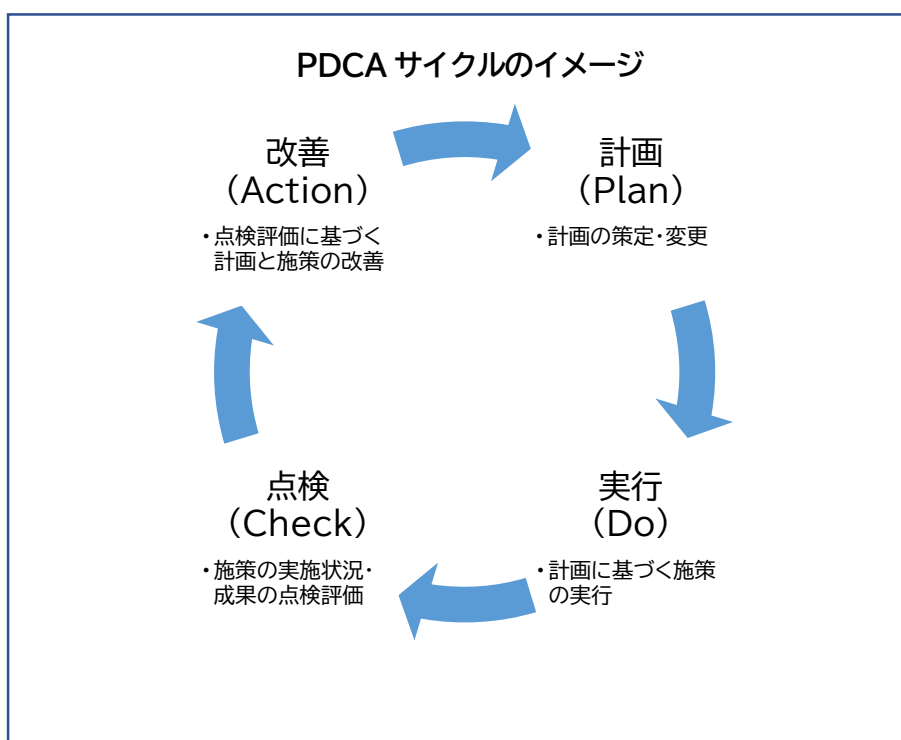
本計画は、基本理念「みんなで支えあう 思いやりのあるまち 本庄 ～安心と共生のまちづくり～」と地域共生社会の実現を目指し、3つの基本戦略、12の施策、71の主な取組（再掲含む）で構成されています。

1. 計画の進行管理

第3期本庄市地域福祉計画に記載された取組について、PDCAサイクルによる適切な進行管理を行います。

必要に応じて関係各課及び各課の事務担当者による協議の場を設け、全庁的な体制の下で本計画の進捗状況や関連情報の把握と評価を行います。

また、地域福祉審議会及び地域福祉推進委員会において、毎年定期的に様々な立場の委員から多様な意見を聞き、適切な推進と見直しを図ります。



2. 評価方法

進捗状況の評価については、年度内の取組に関して、以下の3段階に基づき、まずは各取組の所管課が自己評価を行います。

その後、本庄市地域福祉検討会議において、各取組の内容及び成果等を検証し、評価の最終案を確定します。

本計画をより実効性の高い計画とするため、次年度以降も引き続き、本計画の進捗状況を管理し、適切な推進と見直しを図っていきます。

A	取組方針のとおり取組を進め、計画推進に向け順調に進んでいる。
B	取組方針に沿って取組を進め、計画推進に向け概ね順調に進んだが、不十分な点がある。
C	取組方針に沿って、計画推進に向けた取組を進めることができなかった。

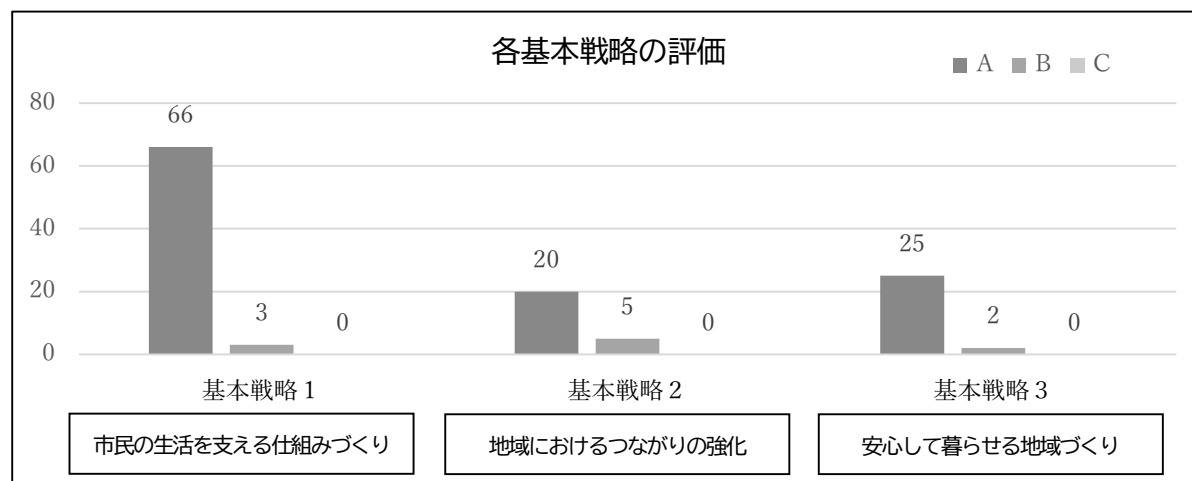
3. 評価結果

令和7年度中の各取組に関し、上記評価方法に基づき評価した結果は以下のとおりです。

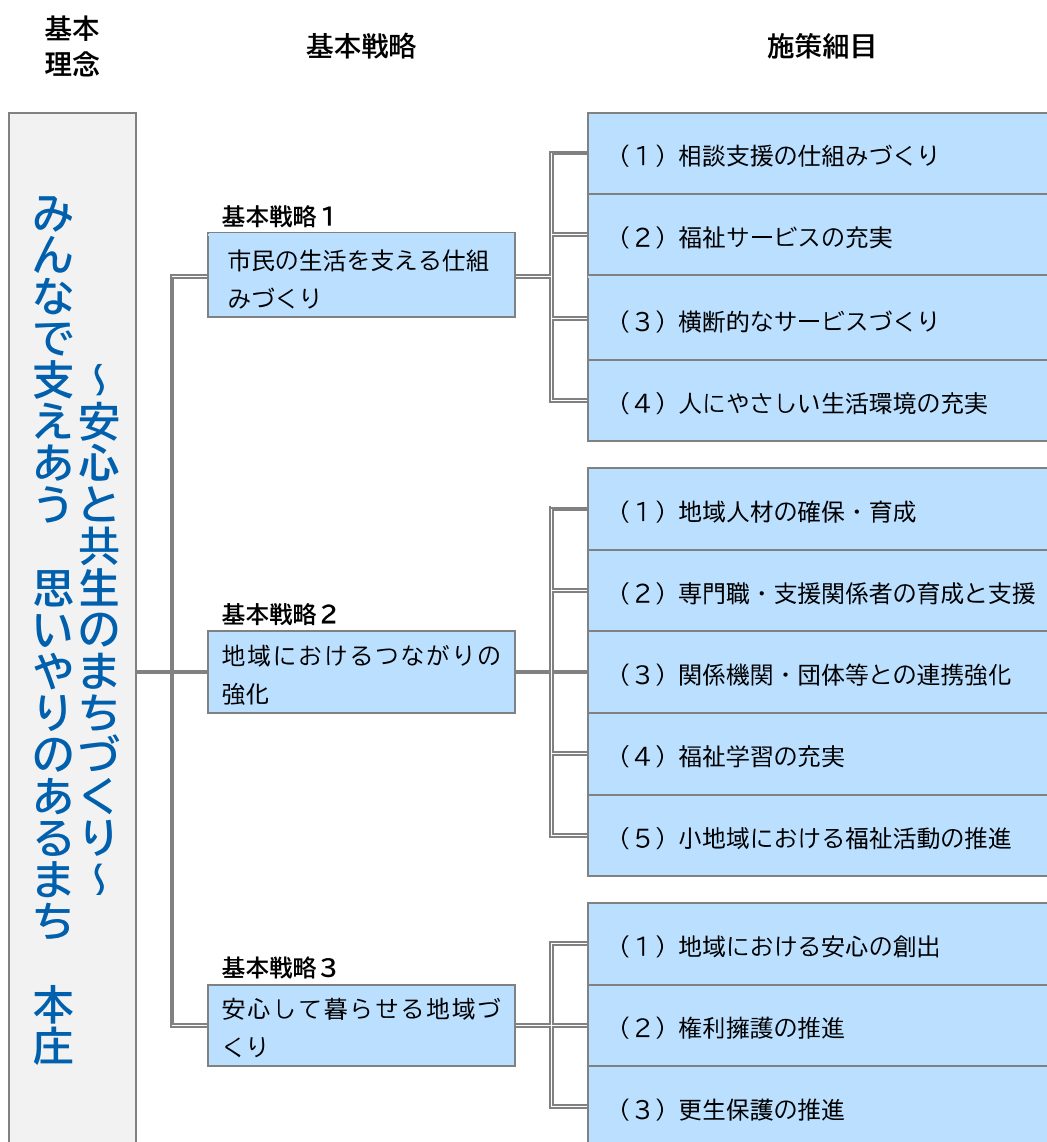
なお、各取組における具体的な取組内容等については、「第3期本庄市地域福祉計画 進捗管理シート」を御参照ください。

区 分	担当部署等の 自己評価	構成割合(%)
A 取組方針のとおり取組を進め、計画推進に向け順調に進んでいる。	111	91.7%
B 取組方針に沿って取組を進め、計画推進に向け概ね順調に進んだが、不十分な点がある。	10	8.3%
C 取組方針に沿って、計画推進に向けた取組を進めることができなかった。	0	0%
合計	121	100%

※71の主な取組を17課が担当しており、1つの取組を複数の課が担当しているため最終的には121となっています。



■第3期本庄市地域福祉計画 施策体系



■第3期本庄市地域福祉計画 担当部署等一覧表

基本戦略	施策細目	取組名称	担当部署等	頁
1 市民の生活を支える仕組みづくり	(1)相談支援の仕組みづくり	① 効率的で効果的な福祉行政の推進	地域福祉課	10
		② 連携のための相談支援マニュアルの作成	地域福祉課 生活支援課	11
		③ 相談支援専門職の確保	地域福祉課	11
			生活支援課	12
			こども家庭センター	12
			障害福祉課	13
		④ 市職員・専門多職種の資質向上方策の検討	地域福祉課 生活支援課	13 14
		⑤ 相談窓口の更なる充実に向けた検討	各関係課	14
		⑥ 福祉総合相談窓口(福祉の困りごと相談窓口)での相談・支援	生活支援課	15
		⑦ こども家庭センターの充実	こども家庭センター	15
		⑧ 妊娠から子育て期に渡る切れ目のない支援の実施	こども家庭センター	16
		⑨ 発達教育支援センター「すきっぷ」における相談支援	こども家庭センター	16
		⑩ 基幹相談支援センターの設置	障害福祉課	17
		⑪ 地域包括支援センターの充実	高齢者福祉課	17
		⑫ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置	保育課 子育て支援課	18 19
	(2)福祉サービスの充実	① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	地域福祉課 生活支援課 障害福祉課 高齢者福祉課 介護保険課 子育て支援課 保育課	20 21 21 22 22 23

基本戦略	施策細目	取組名称	担当部署等	頁
1 市民の生活を支える仕組みづくり	(2)福祉サービスの充実	② 福祉サービスの周知・広報	生活支援課	23
			障害福祉課	24
			高齢者福祉課	24
			介護保険課	25
			子育て支援課	25
			保育課	
			関係課	
			(こども家庭センター)	26
	(3)横断的なサービスづくり	① 福祉総合相談窓口(福祉の困りごと相談窓口)での相談・支援【再掲】	生活支援課	27
		② 生活困窮者自立支援事業の充実	生活支援課	28
		③ 学習支援体制の強化	生活支援課	28
			学校教育課	29
		④ ケアラーに対する支援	地域福祉課	29
			各関係課	
			(市民活動推進課)	30
			(高齢者福祉課)	30
			(子育て支援課)	31
		⑤ 相談支援専門職の確保【再掲】	地域福祉課	31
			生活支援課	32
			こども家庭センター	32
		⑥ 市職員・専門多職種の資質向上方策の検討【再掲】	障害福祉課	33
			地域福祉課	33
			生活支援課	34
		⑦ 自殺対策の推進	健康推進課	34
	(4)人にやさしい生活環境の充実	① 公共施設のバリアフリー化	各関係課	35
			(地域福祉課)	
			(道路管理課)	
		② 埼玉県思いやり駐車場制度	(都市計画課)	36
			地域福祉課	
		③ 居住環境の整備	障害福祉課	36
			各関係課	
			地域福祉課	
			道路管理課	37
			関係課	
			(都市計画課)	
			道路整備課	

基本戦略	施策細目	取組名称	担当部署等	頁
1 市民の生活を支える仕組みづくり	(4)人にやさしい生活環境の充実	④ 福祉施策の継続及び啓発事業	各関係課 (高齢者福祉課) (都市計画課) (障害福祉課)	37 38 38
		⑤ 居住支援協議会の設置に向けた検討	営繕住宅課 地域福祉課	39 39
		⑥ 高齢者の安定的な住居の確保	高齢者福祉課 介護保険課	40 40
		⑦ 障害者の安定的な住居の確保	障害福祉課	41
		⑧ 市営住宅の整備	営繕住宅課	41
		⑨ 障害者の移動支援	障害福祉課	42
		⑩ 公共交通の維持・確保	都市計画課	42
		⑪ ボランティアによる移動支援の充実	高齢者福祉課	43
		⑫ 市ホームページでの情報提供の充実	各関係課	43
		⑬ 市民への情報提供手段の再検討	各関係課	44
		⑭ 意思疎通支援の充実	障害福祉課	44
		⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】	生活支援課	45
			障害福祉課	45
			高齢者福祉課	46
			介護保険課	46
2 地域におけるつながりの強化	(1)地域人材の確保・育成	① 生涯学習講座受講者等の学びの成果を活かす環境づくり	生涯学習課	47 47
		② 地域福祉懇談会等の定期的実施	地域福祉課	47 50
		③ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討	各関係課 (高齢者福祉課) (地域福祉課)	51 51

基本戦略	施策細目	取組名称	担当部署等	頁
2 地域におけるつながりの強化	(1)地域人材の確保・育成	④ 市民活動団体登録制度の実施	市民活動推進課	52
	(2)専門職・支援関係者の育成と支援	① 民生委員・児童委員協議会への支援	地域福祉課	53
		② 多職種連携のための研修会等の実施	地域福祉課	54
			生活支援課 高齢者福祉課	54
		③ 行政情報の活用支援	各関係課	55
		④ 個人情報の適切な取扱い	地域福祉課 各関係課	55
	(3)関係機関・団体等との連携強化	① 効率的で効果的な福祉行政の推進【再掲】	地域福祉課	56
		② 連携のための相談支援マニュアルの作成【再掲】	地域福祉課	57
			生活支援課	
		③ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置【再掲】	保育課	58
			子育て支援課	59
	(4)福祉学習の充実	① 福祉教育の充実	地域福祉課	60
			学校教育課	61
		② 地域福祉講演会等の実施	地域福祉課	61
		③ 福祉関係講座の充実	各関係課	62
			(市民活動推進課) (生涯学習課)	
	(5)小地域における福祉活動の推進	① 社会福祉協議会の運営と活動支援	地域福祉課	64
		② 小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援	地域福祉課	65
		③ 地域福祉懇談会等の定期的実施【再掲】	地域福祉課	65
		④ 地域福祉講演会等の実施【再掲】	地域福祉課	66
		⑤ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討【再掲】	各関係課	67
			(高齢者福祉課) (地域福祉課)	

基本戦略	施策細目	取組名称	担当部署等	頁
3 安心して暮らせる地域づくり	(1)地域における安心の創出	① 避難行動要支援者避難支援プラン(全体計画)の策定と周知啓発	地域福祉課	69
		② 関係機関・団体との情報共有体制の強化	地域福祉課	70
		③ 防災活動への避難行動要支援者の参加促進	危機管理課	70
		④ 災害時の相談支援体制の確立	危機管理課	71
			市民活動推進課	71
		⑤ 福祉避難所の設置	地域福祉課	72
			危機管理課	72
		⑥ ハザードマップ等の活用支援	危機管理課	73
		⑦ 防犯施策の推進	危機管理課	73
	(2)権利擁護の推進	① 成年後見制度の利用促進	地域福祉課	74
			生活支援課	75
			障害福祉課	75
		② 市民後見人等権利擁護人材の育成と支援	地域福祉課	76
			生活支援課	76
		③ 権利擁護相談体制の充実	生活支援課	77
			障害福祉課	77
		④ 権利擁護事業に関する周知啓発	地域福祉課	77
			生活支援課	78
			障害福祉課	78
			市民活動推進課	79
		⑤ 虐待の防止と早期対応	こども家庭センター	79
			生活支援課	80
			障害福祉課	80
	(3)更生保護の推進	① 更生保護団体への支援	地域福祉課	81
		② 更生保護サポートセンターの運営支援	地域福祉課	82
		③ 社会を明るくする運動への支援	地域福祉課	82
		④ 刑余者への就労支援の充実	地域福祉課	83
			生活支援課	83

■第3期本庄市地域福祉計画 進捗管理シート

《 基本戦略 1 》市民の生活を支える仕組みづくり

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加などによって、家族の在り方は大きく変化しています。このため、これまでの制度では十分に対応できないような複雑化・複合化した生活課題も見られるようになっていきます。

市民が抱える生活課題を把握しつつ、その解決に必要なサービスや支援を組み合わせ、包括的に提供できるよう、相談機能の強化と各種福祉サービス、生活支援サービスの充実を図っていきます。庁内及び関係機関との連携を更に強化し、複合的な課題への対応力の強化を図ります。

成果指標の設定

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
悩みや不安を感じたとき気軽に相談できる人や場所が「ない」人の割合 ※アンケート指標	7.0%	5.0%
路線バス・デマンドバス・シャトルバス利用者数	726,799人	773,000人

関連するSDGsの目標



施策細目	(1) 相談支援の仕組みづくり
社会情勢の変化に伴い、既存の福祉サービスの枠組みでは十分に解決できない制度の狭間となっているケースが生じています。こうした課題は、困っている人が自ら声を上げにくい、支援の必要性が意識されにくい傾向があります。 市民アンケートでは、悩みや不安を感じたとき気軽に相談できる人や場所が「ない」人が全体の7.0%となっています。また、民生委員・児童委員アンケートでは、地域住民による相談で解決が難しいものとして「認知症の人への支援」や「ひきこもりの人への支援」、「生活困窮者への支援」などが挙げられています。 市民一人一人が抱える生活課題を構成する要素を、相談支援を通じて正確に把握しながら、各ケースに合った支援を提供できる体制を構築します。令和4年度から設置されている福祉総合相談窓口を核として、分野を問わない相談に対応します。また、アウトリーチによる市民の生活課題の把握に努めるとともに、解決に向けた地域ネットワークの構築・強化を図ります。	

取組名称	① 効率的で効果的な福祉行政の推進		【再掲】あり	
概 要	令和５年度より地域福祉課内に新たに設置された福祉政策係を中心として、福祉関係施策の企画立案や総合調整を行うことにより、これまで以上に効率的で効果的な福祉行政を推進します。			
担当部署等	令和７年度取組方針			
地域福祉課	重層的支援体制整備事業移行準備事業を実施します。			
	令和７年度実施結果			
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】	
	【評価】 令和６年度 A 令和７年度 A 令和８年度 令和９年度 令和１０年度	包括的な支援体制強化に向けた取組を推進するため、重層的支援体制整備事業の活用について、庁内の地域福祉検討会議ワーキンググループの開催及び社会福祉協議会と協議を行いました。 また、重層的支援体制整備事業を令和４年度から実施している、群馬県玉村町の状況を視察しました。玉村町は、既に同事業を進めているほか、各社会福祉法人等の協力の下で「なんでも福祉相談窓口」を実施するなど、先進的な取組を行っており、本市における事業推進に向けた具体的な知見を得ることができました。		A
		【視察参加者】 本庄市地域福祉課３人、生活支援課２人 本庄市社会福祉協議会１人 玉村町健康福祉課長、健康福祉課障がい福祉係長、健康福祉課社会福祉係コミュニティソーシャルワーカー（ＣＳＷ）、子ども育成課長		
		令和８年度取組方針		
		包括的な支援体制の強化と重層的支援体制整備事業の実施に向けて関係各課と協議を行います。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	② 連携のための相談支援マニュアルの作成【再掲】あり	
概要	個々の職員の資質ではなく、仕組みとして効率的に連携していくためには、連携手法を標準化することから、相談支援及び連携に関する統一的な基準としての「相談支援・連携マニュアル（仮）」を作成します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	相談支援・連携マニュアル（仮）作成のため相談事例の整理を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	「相談支援・連携マニュアル（仮）」作成準備のため、庁内の地域福祉検討会議ワーキンググループ及び社会福祉協議会から相談事例等を収集し情報共有しました。	A
	令和8年度取組方針	
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、「相談支援・連携マニュアル（仮）」に係る相談支援及び連携に関する統一的な基準を協議します。	

取組名称	③ 相談支援専門職の確保【再掲】あり	
概要	相談支援に関わる職員には高度な専門性が必要となることから、相談支援の専門性を持つ社会福祉士等を確保します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	重層的支援体制整備事業実施に向けた相談支援体制の検討と併せ、情報収集を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制づくりを進めるため、庁内の地域福祉検討会議ワーキンググループ及び社会福祉協議会とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職の配置に係る意見交換等を行いました。	A
	令和8年度取組方針	
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職の配置に係る協議を行います。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	③ 相談支援専門職の確保		【再掲】あり
担当部署等	令和7年度の取組方針		
生活支援課	専門資格を持つ会計年度任用職員や委託職員等と業務を進めながら、職員の採用を検討します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	令和8年度の会計年度任用職員を任用するにあたり、キャリア・コンサルタントの資格を持つ就労支援員を採用することができました。		A
	令和8年度の実施方針		
	専門資格を持つ会計年度任用職員や委託職員等と業務を進めながら、職員の採用を検討します。		

取組名称	③ 相談支援専門職の確保		【再掲】あり
担当部署等	令和7年度の取組方針		
こども家庭センター	有資格者の人員配置について、人事部門への働きかけや、公認心理師による相談事業を継続していきます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	こども家庭センターに、保健師や管理栄養士、看護師、助産師、社会福祉士、家庭児童相談員、利用者支援員等の専門職を配置しました。また、外部の公認心理師や医師による相談も実施しました。様々な相談に対して、専門性をもった職種を配置し、対象者やその家族・援護者の不安軽減へのアドバイスを提供できました。		A
	令和8年度の実施方針		
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	有資格者や福祉分野経験者等の適切な人員配置について人事部門への働きかけや、あわせて外部専門職による相談事業を継続していきます。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	③ 相談支援専門職の確保 【再掲】あり	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き相談支援部会を開催し、地域課題の共有・協議を重ね、更なるネットワークの強化を図ることで、地域の職場環境を整え専門職の確保に努めていきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	児玉郡市自立支援協議会において、専門職の確保について議題とし、課題解決に向けて継続して協議していく方針としました。また、相談支援部会を開催し、事例検討や社会資源の情報共有を行う等、相談支援専門員同士のネットワークの強化を図りました。 【成果】 ・自立支援協議会全体会 2回 ・相談支援部会 11回	A
	令和8年度取組方針	
	相談支援部会等において地域課題の共有・協議を重ねるほか、新規相談事業所の開設に係る説明会を開催するなど、新たな専門職の確保に努めていきます。	

取組名称	④ 市職員・専門多職種の資質向上方策の検討 【再掲】あり	
概要	包括的な相談支援体制を効果的に展開するために、実務を担っていく市職員等の資質や相談援助技術の向上はもちろんのこと、相談支援専門職等の支援に携わる人々が、共通認識を持って業務を遂行できるような研修プログラムを構築します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 B 令和8年度 令和9年度 令和10年度	研修プログラム構築に向け、地域福祉検討会議ワーキンググループ内で必要な方策を検討します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	地域福祉検討会議ワーキンググループ内で、重層的支援体制整備事業の推進のために、市職員・相談支援機関の職員に対する研修の必要性について指摘がありましたが、具体的な研修プログラムの構築には至りませんでした。 今後は、実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、研修プログラムの内容について協議します。	B
	令和8年度取組方針	
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、市職員及び関係支援機関に対する研修プログラムの内容について協議します。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	④ 市職員・専門多職種の資質向上方策の検討		【再掲】あり
担当部署等	令和7年度取組方針		
生活支援課	様々な機会を通して国や県の実施する研修に積極的に参加します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	新たに生活支援課に配属になった職員について、埼玉県が実施した新任者研修に参加しました。また、国が実施した住宅セーフティネット法等に関する全国説明会、居住支援推進セミナーに営繕住宅課職員と参加し、令和8年度から実施する地域居住支援事業の参考としました。さらに生活困窮や高齢者虐待、成年後見市長申立、重層的支援体制整備事業等に関する研修に参加し、事業や支援の参考としました。		A
	令和8年度取組方針		
	様々な機会を通して国や県の実施する研修に積極的に参加します。		

取組名称	⑤ 相談窓口の更なる充実に向けた検討		
概要	ライフスタイルの多様化等により、通常の開庁時間内に相談等を行うことが困難な市民を対象として、インターネットを活用した相談窓口や、平日時間外・休日相談窓口の開設等を検討します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
各関係課	令和6年度に実施したアンケート調査結果を踏まえ、窓口開設時間等の拡充を検討します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	福祉総合相談窓口の日曜開庁を実施しました。 事前周知を行いました。問合せが8件、開庁日4日間の相談件数は各日1件ずつの合計4件という結果でした。来庁者へのアンケートでは「休日でなければ相談に行けない」という意見はなく、休日でなければ相談できないというニーズを見いだすことはできませんでした。 【成果】 ・実施日時：令和7年11月30日、12月7日、12月14日、12月21日（各日曜日に計4回実施）午前9時から午後4時30分まで ・場所：市役所1階 福祉総合相談窓口（生活支援課内） ・周知方法：11月1日号広報ほんじょう、市ホームページ、ポスター掲示、自治会回覧、市公式LINEの配信、各地区民生委員定例会で内容説明、各福祉施設へチラシ配布依頼 ・問合せが8件、開庁日4日間の相談件数は各日1件ずつの合計4件		A
	令和8年度取組方針		
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業のアウトリーチの仕組みを活用した相談支援体制の構築を検討します。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	⑥ 福祉総合相談窓口（福祉の困りごと相談窓口）での相談・支援 【再掲】あり		
概 要	複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した支援を行います。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	複合的なニーズに対応するために、それぞれの困りごとに適した関係機関と連携した支援を実施します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	それぞれの困りごとに対応し、市内外の関係機関と連携し、支援を行いました。具体的には、社会福祉協議会、警察、児童相談所、保健所、ハローワーク、教育機関、医療機関、介護施設、障害者施設、法テラス、民生委員・児童委員、金融機関、居住支援法人、NPO法人等と連携し、困りごとに適した支援を行いました。		A
	令和8年度取組方針		
	複合的なニーズに対応するために、それぞれの困りごとに適した関係機関と連携した支援を実施します。		

取組名称	⑦ こども家庭センターの充実		
概 要	令和6年4月に設置される「こども家庭センター」により、こどもの権利を擁護するための家庭への支援及び指導を行うとともに、児童相談所、警察、学校、保育園等との綿密な連携を行い、こどもの安全を図ります。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
こども家庭センター	月に一度の要保護児童対策地域協議会の開催と、参加関係団体との協働を継続していきます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	要保護児童対策地域協議会を月に一度開催し、保護対象児童に関して必要な情報交換や協議を行い、対象児童の最終安全確認日やインシデント等について情報共有し、重大事件の防止に寄与しました。		A
	令和8年度取組方針		
月に一度の要保護児童対策地域協議会の開催と、参加関係団体との協働を継続していきます。			

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	⑧ 妊娠から子育て期に渡る切れ目のない支援の実施	
概 要	妊娠・出産から子育てにわたる切れ目のない支援を行うことで、本市の未来を拓くこどもを安心して生み育てることができる環境を整えます。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
こども家庭センター 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	今後も合同ケース会議を開催し、早期より特定妊婦等の支援を継続します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	妊娠期から出産後、子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うために、母子保健担当と児童福祉担当にて合同ケース会議を開催し、情報共有とリスクマネジメント、支援方針の共有をしました。 その結果、計59件についてカンファレンスを開き、うち13件について「要保護児童対策地域協議会」対象事案として援護しました。	A
	令和8年度取組方針	
	合同ケース会議を開催し、早期より特定妊婦等の支援を継続します。	

取組名称	⑨ 発達教育支援センター「すきっぷ」における相談支援	
概 要	発達が気になるこどもたちの個性を大切にしながら、自分らしく充実した生活を送れるよう、保健・医療・子育て・教育・福祉分野と連携し、途切れない支援を目指します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
こども家庭センター 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、関係機関、保護者と情報共有し、発達面で課題を抱えるこどもたちに支援していきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	心理師や就学支援アドバイザー等の専門職とすきっぷ職員が保育所（園）や認定こども園、幼稚園、小学校、中学校等を訪問して、生活や学びの場で課題を抱えるこどもを観察しました。また、支援者とこどもの支援方法について協議し、情報共有しました。訪問後は保護者に訪問時の様子を伝え、関係機関、保護者で関わり方の統一を図りました。	A
	令和8年度取組方針	
	関係機関、保護者と情報共有し、発達面で課題を抱えるこどもたちを支援していきます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	⑩ 基幹相談支援センターの設置	
概要	地域における相談支援の中核機関である「基幹相談支援センター」を設置し、障害者（児）及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や、地域生活等に必要な援助を行います。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、基幹相談支援センターを中核として地域の相談支援体制強化の取組を行い、地域生活支援拠点コーディネーターを配置し、地域の体制づくりの充実を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	委託相談事業所及び行政と連絡会議を開催し、事例検討等を通じた課題の共有・解決に向けて協議を行いました。また、地域生活支援拠点コーディネーターを1名配置するとともに、登録事業所との連絡会議を開催し、支援の実績等を踏まえた運用状況について検討を行いました。 【成果】 ・委託連絡会議 7回 ・地域生活支援拠点等登録事業所連絡会議 2回	A
	令和8年度の実施方針	
	基幹相談支援センターを中核として地域の相談支援体制強化に取り組めます。また、地域生活支援拠点コーディネーターを中心に、地域移行に係るニーズを踏まえた支援体制づくりに努めます。	

取組名称	⑪ 地域包括支援センターの充実	
概要	医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に推進する地域包括ケアシステムの中核的な役割を担う地域包括支援センターの充実を図ります。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
高齢者福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を推進するため、地域包括支援センターの機能・役割を踏まえ、研修等による資質向上や人員体制の強化、事業評価により、引き続きセンターの充実を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	地域包括支援センターの業務や実施体制についての事業評価、自己点検表を通じた機能強化、自立支援に関する勉強等により資質向上を図ることができました。	A
	令和8年度の実施方針	
	地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を推進するため、地域包括支援センターの機能・役割を踏まえ、研修等による資質向上や人員体制の強化、事業評価により、センターの充実を図ります。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	⑫ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置 【再掲】あり	
概 要	いずみ保育所子育て支援センターが育児不安・ひとり親家庭・社会的孤立等の悩みを気軽に相談できる窓口として機能できるよう、関係機関との連携を図ります。 また、市内私立保育園に設置されている子育て支援センターと連携し、こどもやその保護者の交流の場の提供、保護者が抱える不安の解消を図ります。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
保育課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	利用者に寄り添い、話しやすい雰囲気を作ります。専門的な悩みは専門機関へ促し解消へつなげます。専門講師の講演を開催し、利用者の子育てを支援し、保育士も一緒に学ぶことで資質向上につなげます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	子育て支援センターの年間利用組数は1,571組で、生後1か月の乳児から就学前の幼児までの幅広い年齢での利用がありました。 支援センター担当保育士に子育ての悩みを話すことで、孤独を感じている保護者の気持ちに寄り添うための場所づくりを行いました。 また、外部の講師を招き、「体操教室」「遊びの講座」「おなか元気教室」「親の学習」を開催しました。 さらに、児玉郡子育て支援センター連絡協議会に参加し市内民間保育園とも協力しながら、情報共有や子育て支援のためのハロウィンイベントを開催しました。 【成果】 ・相談件数 168件 ・ママサロン(子育てサークル) 11回 ・外部講師による講座 4回 ・支援センター連絡協議会 12回	A
	令和8年度取組方針	
	利用者が気軽に話せるような雰囲気をつくります。民間保育園の支援センターとも情報を共有したり、研修を開催したり、保育士も一緒に学ぶことで資質向上につなげます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(1) 相談支援の仕組みづくり

取組名称	⑫ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置 【再掲】あり	
担当部署等	令和7年度取組方針	
子育て支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	子育て支援センターが定期的開催している会議への出席をするなど連携を図り、子育て支援センター事業の充実に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市ホームページや市公式LINEの配信を活用し、子育て支援センターの周知やイベントのPRに協力をしました。より多くの保護者に気軽に利用してもらうために、地域の子育て支援センターが合同イベントを開催する際に、広報等に協力し、周知に努めました。 また、3つの児童センターにおいても、つどいの広場で子育て相談を行うなど、子育て支援センターを相談窓口として子育て世帯に周知することができました。 【成果】 ・合同イベント 子育て支援センターまつり「ハロウィン」2025 10月31日開催	A
	令和8年度取組方針	
	子ども・子育て会議の開催など、関係機関と連携を図りつつ、子育て支援サービスの提供に努めます。	

施策細目	(2) 福祉サービスの充実
複合的な課題の解決に向けては、既存の福祉サービスの充実が基礎となります。住み慣れた地域で必要なサービスを受けつつ、自立した生活を送ることができるよう、高齢者福祉、障害者福祉、子ども・子育て、生活困窮など、これまで整備されてきた各分野でのサービスの充実を図るとともに、庁内及び関係機関との連携の強化を図ります。また、適切なサービスの提供に努め、サービスの持続可能性を確保していきます。 また、福祉サービスについて、市民が正しく理解し、利用できるよう、ガイドブックを発行するなど、周知・広報を行います。	

取組名称	① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	
概 要	地域のニーズを考慮しつつ、事業者等と連携して必要な福祉サービスの確保を図るほか、制度を必要とする人が抱える課題や背景を整理しながら、必要な支援を受けることができるようサポートします。 また、複合的な支援ニーズを抱えるケースに対応するため、福祉総合相談窓口を中心として、必要に応じて複数課が協力して相談対応にあたるほか、情報共有を行い、包括的に支援できる体制を構築します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 B 令和7年度 B 令和8年度 令和9年度 令和10年度	重層的支援体制整備事業実施を含め、より良い包括的な支援体制構築に向けた具体的な検討作業を進めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	地域福祉検討会議ワーキンググループで、本市の現状把握のために、既存の事業に対する本市の実施状況の取りまとめを行いました。支援体制構築の具体的な検討には至りませんでした。 今後は、同ワーキンググループにおいて、実施準備を行っている重層的支援体制整備事業に係る包括的な支援体制の構築について協議を進めます。	B
	令和8年度取組方針	
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、福祉総合相談窓口を中心とした包括的な支援体制について関係各課と協議します。	

(2) 福祉サービスの充実

取組名称	① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	
担当部署等	令和7年度取組方針	
生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	複合的なニーズに対応するために、それぞれの困りごとに適した関係機関と連携した支援を実施します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	それぞれの困りごとに対応し、市内外の関係機関と連携し、支援を行いました。具体的には、社会福祉協議会、警察、児童相談所、保健所、ハローワーク、教育機関、医療機関、介護施設、障害者施設、法テラス、民生委員・児童委員、金融機関、居住支援法人、NPO法人等と連携し、困りごとに適した支援を行いました。 【成果】 ・総合相談件数 1,112件	A
	令和8年度取組方針	
	複合的なニーズに対応するために、それぞれの困りごとに適した関係機関と連携した支援を実施します。	

取組名称	① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き障害の種別ごとに相談支援業務を実施し、障害の特性に合わせた支援に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	障害の種別ごとに相談支援業務を委託し、障害の特性に合わせた相談支援を行いました。また、関係機関及び基幹相談支援センターとともに相談支援部会を開催し、事例検討等を通じた課題の共有・解決に向けて協議を行いました。 【成果】 ・相談件数 8,727件 ・相談支援部会 11回	A
	令和8年度取組方針	
	障害の特性に合わせた相談支援業務を実施するとともに、事例検討等を通じた課題の共有・解決に向けた協議を行い、相談支援業務の体制強化に努めます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(2) 福祉サービスの充実

取組名称	① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	
担当部署等	令和7年度取組方針	
高齢者福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	高齢者が必要な支援を受けることができるよう、引き続き関係機関相互の連携強化を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	地域包括支援センターが中心となって行う地域ケア会議や相談の中で把握したニーズや課題について、既存のサービスや資源の有効活用、新たな資源開発等について関係者と検討し、支援体制の充実を図るとともに、円滑に支援につなぐため、研修会や会議を通して関係機関との連携強化を図りました。 【成果】 ・地域ケア個別会議 32回 ・地域ケア課題整理会議 4回 ・ネットワーク会議（市全域6回、圏域別11回） ・包括的・継続的ケアマネジメント会議 5回 ・生活支援体制整備事業協議体（市全域5回、圏域別21回）	A
	令和8年度取組方針	
	高齢者が必要な支援を受けることができるよう、関係機関相互の連携強化を図ります。	

取組名称	① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	
担当部署等	令和7年度取組方針	
介護保険課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の指定、運営指導などを通して質の高いサービスを提供できるようにします。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所の指定の更新があった事業所について、各事業所に伺い運営指導を実施しました。 また、居宅介護支援事業所を一堂に集めた集団指導を1回実施しました。さらに、地域密着型サービス事業所を一堂に集めた集団指導を1回実施しました。 これらの取組により、制度改正の対応、制度の確認及び周知すべき事項について情報共有を図ることができました。	A
	令和8年度取組方針	
	居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所の指定、運営指導などを通して質の高いサービスを提供できるようにします。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(2) 福祉サービスの充実

取組名称	① 福祉サービスの充実と包括的な支援体制の構築	
担当部署等	令和7年度取組方針	
子育て支援課 保育課	引き続き子ども・子育て会議の開催など、関係機関と連携を図りつつ、子育て支援サービスの提供に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	子ども関係施策の充実を図るため、関係機関から推薦いただいた委員等から構成される子ども・子育て会議を開催し、子ども計画の策定等について審議いただきました。委員の皆様から、具体的な意見を伺うことができました。 【成果】 ・子ども・子育て会議開催回数 3回	A
	令和8年度取組方針	
	子ども・子育て会議の開催など、関係機関と連携を図りつつ、子育て支援サービスの提供に努めます。	

取組名称	② 福祉サービスの周知・広報		【再掲】あり
概要	各福祉サービス等の情報を集約したガイドブックをそれぞれ発行し、わかりやすい情報提供に努め、制度を必要とする人が利用しやすい環境を整えます。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
生活支援課	各福祉サービス等をわかりやすく情報提供できるよう、広報ほんじょうや市ホームページの充実を検討します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	市広報紙の市民相談のページにひきこもり相談の日時等を掲載しました。また、自立相談支援事業の各事業について、広報計画を作成し、掲載しました。市ホームページについては、生活保護のしおりを最新の情報に更新しました。		A
	令和8年度取組方針		
	各福祉サービス等をわかりやすく情報提供できるよう、市広報紙や市ホームページの充実を検討します。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(2) 福祉サービスの充実

取組名称	② 福祉サービスの周知・広報【再掲】あり	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、ガイドブック（障害者福祉ガイド）や市ホームページ等を利用した相談窓口の周知に努めます。 また、コミュニケーションボードを自由に加工して利用できるようデータを公表するなど、意思疎通支援の充実を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	ガイドブック（障害者福祉ガイド）や市ホームページ等を利用した相談窓口の周知に努めるとともに、汎用性の高いコミュニケーションボードの様式を公表しました。また、手話リンクサービス（ホームページから手話で市の窓口へ問い合わせできるサービス）を新たに導入した際には、市ホームページに掲載したほか、定例記者会見を行い広く周知しました。	A
	令和8年度取組方針	
	ガイドブック（障害者福祉ガイド）や市ホームページ等を利用し、福祉サービスの周知・広報に努めます。	

取組名称	② 福祉サービスの周知・広報【再掲】あり	
担当部署等	令和7年度取組方針	
高齢者福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	医療・介護・地域資源に障害分野の情報を追加した「ほんじょうネット」を市民にも公開し、情報提供を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	医療・介護・障害地域資源の検索・閲覧ができる「ほんじょうネット」について、令和6年3月に開始した関係者向けの運用に加えて、令和7年6月から市民向けの運用を開始しました。関係者・市民に対して、地域資源や事業所の情報に加え、国・県・市からの通知やお知らせ等の情報提供を図りました。 【成果】「ほんじょうネット」アクセス数 ・関係者向けサイト 46,717件 ・市民向けサイト 70,514件（※令和7年6月から開始）	A
	令和8年度取組方針	
	「ほんじょうネット」にて関係者・市民に対し、情報提供を図ります。	

(2) 福祉サービスの充実

取組名称	② 福祉サービスの周知・広報		【再掲】あり
担当部署等	令和7年度取組方針		
介護保険課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度版の介護保険のわかりやすい利用の手引きを作成・発行します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	令和7年度版の介護保険制度パンフレット（A4判32ページ）を作成し、介護の申請などで来庁した方に対し、パンフレットに沿って説明をした上で配布しました。		A
	令和8年度取組方針		
	令和8年度版の介護保険のわかりやすい利用の手引きを作成・発行します。		

取組名称	② 福祉サービスの周知・広報		【再掲】あり
担当部署等	令和7年度取組方針		
子育て支援課 保育課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	市議会議員や民生委員・児童委員へ配布することで、さらにガイドの活用をしていただくように努めます。 また、継続的な発行に向け、広告掲載協力企業を増やすよう、協力依頼に努めます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	「本庄市子育て情報ガイド」を発行し、子育て支援サービスの周知に努めました。子ども・子育て会議委員等関係者への配布をすることで、ガイドの周知に努めました。電子版のPRとして、市広報紙へQRコードを掲載しました。このガイドブックは、分かりやすく便利だと市民の皆様から好評をいただきました。 【成果】 ・発行部数 4,000部		A
	令和8年度取組方針		
	市議会議員や民生委員・児童委員へ「本庄市子育て情報ガイド」を配布し、ガイドの活用をしていただくように努めます。 また、継続的な発行に向け、広告掲載協力企業を増やすよう、協力依頼に努めます。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(2) 福祉サービスの充実

取組名称	② 福祉サービスの周知・広報		【再掲】あり
担当部署等	令和7年度取組方針		
関係課 (こども家庭センター) 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	毎年、内容を修正し、冊子の発行と電子版の更新を継続します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	子育て支援課が取りまとめる「本庄市子育て情報ガイド」について、こども家庭センター関連ページを最新事項に修正し、発行しました。その結果、子育て支援サービスについての事業・連絡先等の紹介に寄与しました。		A
	令和8年度取組方針		
	毎年、「本庄市子育て情報ガイド」の内容を修正し、冊子の発行と電子版の更新を継続します。		

施策細目	(3) 横断的なサービスづくり
生きづらさは、経済的困窮や必要な支援が受けられないこと等による生活のしづらさもあれば、その人の特性や国籍の違い、刑余者であること等を理由とする社会的排除によって生じる場合もあります。これらの生きづらさは、時としていわゆる「ひきこもり」等の問題や、場合によっては自殺等の人の生命の問題につながることもあります。 生きづらさを抱えた人やその世帯は、健康で文化的かつ幸福な生活を送ることが困難となる場合があることに加え、血縁・地縁関係等の社会的なつながりも希薄になりがちです。このほか、高齢者人口の増加や核家族化の進行等による家族構成の変化等を背景として、高齢者や障害者、難病の人などの介護や看護を行うケアラーの増加が見込まれます。ケアを受ける人の状況は多様であり、ケアラーには介護や看護に大きな負担がかかっている現状があります。 また、事業所アンケートでは、解決しにくいケースとして「ひとり暮らしの人が認知症や病気になって自宅生活が継続できないケース」、「要介護認定者の祖母と疾患を抱える親、その両者を支える子の世帯など、複合課題を抱えているケース」などの事例が挙げられたほか、「支援が必要であっても、法令や規則等によってサービスにつながらない人がある」などの意見も寄せられています。 こうした生きづらさを抱える人の相談を丸ごと受け止める体制を整備するとともに、必要な支援を包括的・総合的に提供できる仕組みの構築を図ります。	

取組名称	① 福祉総合相談窓口（福祉の困りごと相談窓口）での相談・支援【再掲】	
概 要	複合的なニーズを持つ市民の困りごと等に対して、分野横断的に関係機関等と連携した支援を行います。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
【再掲】 生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	複合的なニーズに対応するために、それぞれの困りごとに適した関係機関と連携した支援を実施します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	それぞれの困りごとに対応し、市内外の関係機関と連携し、支援を行いました。具体的には、社会福祉協議会、警察、児童相談所、保健所、ハローワーク、教育機関、医療機関、介護施設、障害者施設、法テラス、民生委員・児童委員、金融機関、居住支援法人、NPO法人等と連携し、困りごとに適した支援を行いました。	A
	令和8年度取組方針	
	複合的なニーズに対応するために、それぞれの困りごとに適した関係機関と連携した支援を実施します。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(3) 横断的なサービスづくり

取組名称	② 生活困窮者自立支援事業の充実	
概要	生活困窮者の経済的自立とともに、その人が暮らす地域との社会関係を維持・強化することで自立生活を維持していくことを目的とした支援を展開します。 また、生活困窮者を早期支援につなげていくため、関係機関・団体と連携した事業周知を推進し、アウトリーチによる支援対象者の掘り起こしを図ります。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
生活支援課	自立相談支援事業について、様々な機会周知を図っていきます。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市広報紙、社協だよりで自立相談支援事業の周知を図るとともに、各地区民生委員定例会で事業について説明を行いました。また、主任児童委員の研修会において、子どもの学習・生活支援事業について研修を実施しました。 さらに、自立相談支援窓口の案内が印刷されたポケットティッシュ2,000個を作成し、生活支援課、児玉総合支所や社会福祉協議会の窓口配付し、周知を行いました。また、事業についてのパンフレット500部を作成し、民生委員・児童委員に配付を行いました。	A
	令和8年度取組方針	
	自立相談支援事業について、様々な機会周知を図っていきます。	

取組名称	③ 学習支援体制の強化	
概要	貧困の連鎖を予防し、こどもの将来の自立を促すため、民間の社会資源を活用するとともに、学校等教育機関との総合連携を強化し、教育と福祉の協力体制を強化します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
生活支援課	子どもの学習・生活支援事業を利用しているこどもについて、学校との情報共有を行い支援を行っていきます。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	事業者と学校訪問（小学校5校・中学校4校・高校1校）を行い、学校長や担任等と情報共有を行いました。また、学校から事業内容やこどもの状況、家庭の状況等について問合せがあった際には、事業者と連携し、訪問を行い、速やかに情報共有を行いました。	A
	令和8年度取組方針	
	子どもの学習・生活支援事業を利用しているこどもについて、学校との情報共有を行い支援を行っていきます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(3) 横断的なサービスづくり

取組名称	③ 学習支援体制の強化	
担当部署等	令和7年度取組方針	
学校教育課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	今後もより多くの生徒の参加が得られるよう、市内各公立中学校とも相談しながら、開催方法や開催日、実施内容等の工夫を図ります。 また、地域の指導者からの協力が更に得られるよう、学校運営協議会等とも連携しながら、取組の充実を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	7月上旬から2月上旬にかけて、市内公立4中学校において、1年生から3年生までの全学年で、家庭での学習習慣が十分に身に付いていない生徒や、意欲はあるが学習に不安を感じたり、学習の仕方が分からなかったりする生徒に対して、地域人材（元教員や大学生、高校生等の地域住民等）を活用しての放課後または学校休業日における学習支援活動を実施しました。 【成果】 ・各校とも年間20回程度開催することができました。 ・令和7年度登録生徒数 369人 ・全生徒数と比較した登録生徒数の割合 20.3%	A
	令和8年度取組方針	
	地域人材を活用した学習支援活動に、より多くの生徒の参加が得られるよう、市内各公立中学校とも相談しながら、開催方法や開催日、実施内容等の工夫を図ります。 また、地域の指導者からの協力が更に得られるよう、学校運営協議会等とも連携しながら、取組の充実を図ります。	

取組名称	④ ケアラーに対する支援	
概要	ケアラーに対して個別の状況を判断しながら必要な支援を提供できるよう、関係課及び関係機関と連携した対応を行います。 また、埼玉県等と協力しながら、社会全体でケアラーを支えるための体制を検討します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 B 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	関係課との情報共有を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	地域福祉検討会議ワーキンググループにおいて、関係課におけるケアラー・ヤングケアラーに係る本市の現状や課題等について、情報共有を行いました。	A
	令和8年度取組方針	
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、ケアラー・ヤングケアラーに係る支援について協議を行います。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(3) 横断的なサービスづくり

取組名称	④ ケアラーに対する支援		
担当部署等	令和7年度取組方針		
各関係課 (市民活動推進課)	人権研修の中で、現状や課題について学べるよう努めます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	ケアラーの現状について理解を深めるために、ケアラーに関するDVDを貸出しています。令和7年度は、特にヤングケアラーを扱った内容を含むDVDを新たに1枚購入し、より多くの方にご利用いただけるよう貸出しを開始しました。DVDを活用した人権学習により、参加者の人権に対する理解が深まりました。	
	A		
令和8年度取組方針			
人権研修の開催やDVDの貸出しをする中で、現状や課題について学べるよう努めます。			

取組名称	④ ケアラーに対する支援		
担当部署等	令和7年度取組方針		
各関係課 (高齢者福祉課)	参加者アンケートなどをもとに、より充実した内容になるよう工夫します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	普段、家族の介護をしている方を対象として、介護者同士の交流を深めてもらうための教室を開催しました。あわせて、普段介護をされていて感じることや、他の介護者の方に聞いてみたいことなど、自由にお話をする時間として交流会を行いました。		A
	【成果】 ・アロマオイルを使用したハンドケア教室・交流会 7人 ・やさしい薬膳料理教室・交流会 8人 ・クリスマススワッグ作り教室・交流会 8人 ・和菓子作り教室・交流会 9人		
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和8年度取組方針		
高齢者を介護している家族が孤立しないよう、在宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護者リフレッシュ事業を実施します。			

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(3) 横断的なサービスづくり

取組名称	④ ケアラーに対する支援	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 (子育て支援課)	市内公立中学生を対象として、相談先等について知ってもらうことを目的としてリーフレットを配布し、アンケートを実施します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	公立の中学生を対象に、ヤングケアラーに関するリーフレットを配布し、その周知と理解を深めるためにアンケートを実施しました。 また、本庄ガスECOはにぼんプラザでパネル展示を行い、ヤングケアラーに対する認知の向上に寄与しました。	A
	【成果】 ・リーフレット配布数 1,816枚 ・パネル展示実施期間 令和7年11月18日～11月21日	
令和8年度取組方針		
市内公立中学生を対象として、相談先等について知ってもらうことを目的としてリーフレットを配布し、アンケートを実施します。		

取組名称	⑤ 相談支援専門職の確保【再掲】		
概 要	相談支援に関わる職員には高度な専門性が必要となることから、相談支援の専門性を持つ社会福祉士等を確保します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
【再掲】 地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	重層的支援体制整備事業実施に向けた相談支援体制の検討と併せ、情報収集を行います。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	重層的支援体制整備事業における包括的な相談支援体制づくりを進めるため、庁内の地域福祉検討会議ワーキンググループ及び社会福祉協議会とコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職の配置に係る意見交換等を行いました。		A
	令和8年度取組方針		
実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の専門職の配置に係る協議を行います。			

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(3) 横断的なサービスづくり

取組名称	⑤ 相談支援専門職の確保【再掲】	
担当部署等	令和7年度の実組方針	
【再掲】 生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	専門資格を持つ会計年度任用職員や委託職員等と業務を進めながら、職員の採用を検討します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	令和8年度の会計年度任用職員を任用するにあたり、キャリア・コンサルタントの資格を持つ就労支援員を採用することができました。	A
	令和8年度の実組方針	
	専門資格を持つ会計年度任用職員や委託職員等と業務を進めながら、職員の採用を検討します。	

取組名称	⑤ 相談支援専門職の確保【再掲】	
担当部署等	令和7年度の実組方針	
【再掲】 こども家庭センター 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	有資格者の人員配置について、人事部門への働きかけや、公認心理師による相談事業を継続していきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	こども家庭センターに、保健師や管理栄養士、看護師、助産師、社会福祉士、家庭児童相談員、利用者支援員等の専門職を配置しました。また、外部の公認心理師や医師による相談も実施しました。様々な相談に対して、専門性をもった職種を配置し、対象者やその家族・援護者の不安軽減へのアドバイスを提供できました。	A
	令和8年度の実組方針	
	有資格者や福祉分野経験者等の適切な人員配置について人事部門への働きかけや、あわせて外部専門職による相談事業を継続していきます。	

(3) 横断的なサービスづくり

取組名称	⑤ 相談支援専門職の確保【再掲】		
担当部署等	令和7年度取組方針		
【再掲】 障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き相談支援部会を開催し、地域課題の共有・協議を重ね、更なるネットワークの強化を図ることで、地域の職場環境を整え専門職の確保に努めていきます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	児玉都市自立支援協議会において、専門職の確保について議題とし、課題解決に向けて継続して協議していく方針としました。また、相談支援部会を開催し、事例検討や社会資源の情報共有を行う等、相談支援専門員同士のネットワークの強化を図りました。 【成果】 ・自立支援協議会全体会 2回 ・相談支援部会 11回		A
	令和8年度取組方針		
	相談支援部会等において地域課題の共有・協議を重ねるほか、新規相談事業所の開設に係る説明会を開催するなど、新たな専門職の確保に努めていきます。		

取組名称	⑥ 市職員・専門多職種の資質向上方策の検討【再掲】		
概要	包括的な相談支援体制を効果的に展開するために、実務を担っていく市職員等の資質や相談援助技術の向上はもちろんのこと、相談支援専門職等の支援に携わる人々が、共通認識を持って業務を遂行できるような研修プログラムを構築します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
【再掲】 地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 B 令和8年度 令和9年度 令和10年度	研修プログラム構築に向け、地域福祉検討会議ワーキンググループ内で必要な方策を検討します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	地域福祉検討会議ワーキンググループ内で、重層的支援体制整備事業の推進のために、市職員・相談支援機関の職員に対する研修の必要性について指摘がありましたが、具体的な研修プログラムの構築には至りませんでした。 今後は、実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、研修プログラムの内容について協議します。		B
	令和8年度取組方針		
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、市職員及び関係支援機関に対する研修プログラムの内容について協議します。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(3) 横断的なサービスづくり

取組名称	⑥ 市職員・専門多職種の資質向上方策の検討【再掲】	
担当部署等	令和7年度取組方針	
【再掲】 生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	様々な機会を通して国や県の実施する研修に積極的に参加します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	新たに生活支援課に配属になった職員について、埼玉県が実施した新任者研修に参加しました。また、国が実施した住宅セーフティネット法等に関する全国説明会、居住支援推進セミナーに営繕住宅課職員と参加し、令和8年度から実施する地域居住支援事業の参考としました。さらに生活困窮や高齢者虐待、成年後見市長申立、重層的支援体制整備事業等に関する研修に参加し、事業や支援の参考としました。	A
	令和8年度取組方針	
	様々な機会を通して国や県の実施する研修に積極的に参加します。	

取組名称	⑦ 自殺対策の推進	
概要	本庄市自殺対策計画に基づき、自殺対策を推進します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
健康推進課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	自殺対策を推進するためのネットワーク会議を開催します。 名刺サイズの相談先カードを作成し、公共施設等、協力施設に配付していきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	自殺対策を推進するために、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、公募市民からなるネットワーク会議を開催し、統計から見る本市の現状や本庄市自殺対策計画策定の評価について情報共有を図り、意見交換を行いました。 相談窓口を周知するため、こころの健康相談ダイヤルなどの相談先を記載したカードを市役所等の公共施設に設置したほか、市内商業施設に配布を依頼しました。	A
	令和8年度取組方針	
	自殺対策を推進するためのネットワーク会議を開催します。 様々な心配ごとや困りごとを相談できる窓口を掲載した「相談窓口一覧」を作成し、配布します。	

施策細目	(4) 人にやさしい生活環境の充実
「バリアフリー」とは、人間の意識や社会の制度、あるいは建築や都市環境などあらゆる社会の中で、高齢者や障害者などが自立した生活を送る上での障壁をなくしていくことをいいます。障害の有無や年齢などに関係なく、すべての市民が暮らしやすい生活環境の創出に向け、ソフト・ハード両面からの整備が必要です。 また、提供されている情報やサービスをあらゆる属性の人が利用できるよう、アクセシビリティの改善を図っていく必要があります。国では、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されたほか、デジタル庁でも「ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック」を発行・更新するなど、誰一人取り残されることのないまちづくりが進められています。 本市においても、「障害者等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する法律」の趣旨や内容を踏まえた上で、必要なバリアフリー化を進めていきます。また、埼玉県思いやり駐車場制度が令和5年11月から施行されたことを踏まえ、制度の普及啓発、協力事業者の募集を進めていきます。 また、地区懇談会においては、高齢者の買い物支援や移動支援を要望する意見が数多く寄せられたほか、歩道の危険性なども数多く指摘されました。移動手段の確保は、高齢化の進む本市において、今後更に重要性が増していくものと予想されることから、日常生活に必要な移動手段を市民に提供し、すべての人が必要な支援を受けやすい環境づくりを進めます。	

取組名称	① 公共施設のバリアフリー化	
概 要	改正バリアフリー法やバリアフリーに関する基本方針に基づき、障害者や高齢者等の利便性及び安全性向上を促進するため、公共施設のバリアフリー化を図ります。学校施設では、大規模改修等に合わせたバリアフリー化を推進します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 (地域福祉課) (道路管理課) (都市計画課)	本庄市移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）を踏まえ、庁内におけるバリアフリーに関する取組状況を把握し、障害者や高齢者等の利便性及び安全性の向上を促進します。 また、市民体育館跡地に整備する公園内にバリアフリースイートを設置します。蛭川農村公園内のトイレを撤去・新設し、バリアフリー化します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	各関係課において、それぞれが所管する公共施設等のバリアフリー化がどの程度図られたか、取組状況を把握し、改めて本庄市移動等円滑化促進方針の周知・啓発を図りました。 また、本庄市共和公民館跡地施設基本計画策定において、「ユニバーサルデザインに基づく「誰にでも優しい」施設環境の整備」を基本方針の1つとし、関連する法律、条例について、計画地内の駐車場整備に関して車いす使用者駐車場等を検討しました。 蛭川農村公園内のトイレ撤去・新設について、他事業の進捗により再検討が必要となったため、実施しておりません。	A
	【成果】 ・小島南ふれあい公園（市民体育館跡地）へのバリアフリースイート設置	
	令和8年度取組方針	
	本庄市移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）を踏まえ、庁内におけるバリアフリーに関する取組状況を把握し、障害者や高齢者等の利便性及び安全性の向上を促進します。 また、ふるさとの森公園内のトイレを撤去・新設し、バリアフリー化します。	

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	② 埼玉県思いやり駐車場制度	
概 要	障害者や高齢者、妊産婦など歩行が困難な人が安心して生活できるよう、専用の駐車区画を定めるとともに、対象者には利用証を交付します。また、市内協力施設の募集など、制度の普及に努めます。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	引き続き、広報等を活用し、制度の普及に努めます。	
障害福祉課	令和7年度実施結果	
各関係課	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	優先駐車区画を整備した公共施設の一覧を市ホームページで公表するとともに、思いやり駐車場の利用証交付について、11月15日号の広報ほんじょうお知らせ版に掲載して周知を図りました。 【成果】 ・利用証交付枚数 217枚 ・配付場所：障害福祉課、高齢者福祉課、こども家庭センター、健康推進課（保健センター）、支所市民福祉課	A
	令和8年度取組方針	
	市広報紙等を活用し、制度の普及に努めます。	

取組名称	③ 居住環境の整備	
概 要	本庄市移動等円滑化促進方針に基づき、誰にとっても移動がしやすいよう、狭あい道路の解消、歩道の整備及びバリアフリー化、案内表示板へのユニバーサルデザインの使用の推進等を図ります。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	本庄市移動等円滑化促進方針の理念に基づき、バリアフリー化の進捗管理を行うと共に、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を推進します。 また、本庄駅南口駅前広場のバリアフリー改修工事に着手します。	
道路管理課		
関係課	令和7年度実施結果	
(都市計画課)	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	バリアフリーに関する取組状況等を確認するため、令和8年3月に庁内の各生活関連施設に向けて「バリアフリーに関するアンケート」を実施しました。庁外の各生活関連施設へのアンケートの聞き取り調査の際には、引き続きバリアフリー化に努めるよう、改めて本庄市移動等円滑化促進方針の周知を行い、啓発を図りました。 また、本庄駅南口駅前広場のバリアフリー改修工事に着手しました。 【成果】 ・児玉児童公園、薬師堂公園及び公家塚公園へのインクルーシブ遊具*の設置 *インクルーシブ遊具とは、障害のあるなしや年齢、性別などに関わらず誰もが一緒に遊べる遊具です。	A
	令和8年度取組方針	
	本庄市移動等円滑化促進方針の理念に基づき、バリアフリー化の進捗管理を行うとともに、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー化を推進します。 また、本庄駅南口駅前広場のバリアフリー改修工事を進めていきます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	③ 居住環境の整備	
担当部署等	令和7年度取組方針	
道路整備課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度も引き続き、歩道整備工事を予定している路線の用地買収及び物件移転補償を実施します。 また、令和7年度に、狭あい道路整備事業を実施する路線を選定します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	歩道整備工事の実施に向け、令和7年度に予定していた用地買収及び物件移転補償を全て予定どおり実施しました。（一部繰越あり） また、狭あい道路整備工事を実施しました。 【成果】歩道整備工事 ①市道第5-826号線（児玉町児玉地内） 用地買収：1件（87.01㎡） 物件移転補償：3件（生垣、ブロック塀、電柱移転等） ②市道第1級21号線（児玉町下浅見地内） 用地買収：8件（556.29㎡） 物件移転補償：4件（物置、コンクリート叩、ブロック塀、立木等） ③市道第2級1号線（児玉町児玉地内） 【成果】狭あい道路整備工事 市道第2-315号線（児玉町塩谷地内） 工事延長 L=99m 幅員 W=2.5m → W=5.0m	A
	令和8年度取組方針	
	歩道整備工事を予定している路線の用地買収及び物件移転補償を実施します。	

取組名称	④ 福祉施策の継続及び啓発事業	
概要	自動車運転免許返納者等の交通弱者の移動手段の確保、路線バスのノンステップ化、駅が多機能トイレの設置推進、点字・声の広報等を発行・配布します。市民及び事業者に対し、啓発のための広報及び研修会を開催し、ユニバーサルデザイン・バリアフリーの周知に努めます。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 （高齢者福祉課） 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き関係機関と情報共有し、事業の推進を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	自動車運転免許返納者等の交通弱者の移動手段の確保のため、他自治体の取組について、情報収集を行いました。また、関係課で意見交換を行い、情報共有を図りました。	A
	令和8年度取組方針	
	関係機関と情報共有し、事業の推進を図ります。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	④ 福祉施策の継続及び啓発事業	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 (都市計画課)	路線バスの事業者にノンステップ化について、引き続き働きかけを行います。 本庄駅南口複合施設1階トイレについて、現行基準に合わせたバリアフリー改修を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	路線バスのノンステップ化に向けた働きかけを行いました。(市内に乗り入れている事業者の路線バス22台中19台ノンステップ化済み) また、本庄駅南口複合施設1階トイレについて、現行基準に合わせたバリアフリー改修を行いました。	A
	令和8年度取組方針	
	路線バスのノンステップ化について、働きかけを行います。	

取組名称	④ 福祉施策の継続及び啓発事業	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 (障害福祉課)	引き続き関係機関と連携し、事業の推進を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	点字及び声の広報を発行し、対象者へ配布しました。 【成果】 ・声の広報の発行 9人	A
	令和8年度取組方針	
	関係機関と連携し、事業の推進を図ります。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑤ 居住支援協議会の設置に向けた検討	
概要	高齢者、低所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者が安定的に入居できるよう、民間の空き家・空き室の活用も含め、居住支援協議会の設置に向けた検討を継続します。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
営繕住宅課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	「居住支援協議会」の設置の必要性について、現状の把握及び関係課との協議を進めていきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市営住宅に入居できない住宅確保要配慮者について、市内の「あんしん賃貸住まいサポート店」を紹介しました。 また、令和7年度改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会に生活支援課・地域福祉課の担当者とともにWEB参加しました。 さらに、居住支援推進セミナーには、生活支援課・高齢者福祉課の担当者とともに参加しました。	A
	令和8年度の実施方針	
	「居住支援協議会」の設置の必要性について、現状の把握及び関係課との協議を進めていきます。	

取組名称	⑤ 居住支援協議会の設置に向けた検討	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	国の制度改正等の趣旨を踏まえ、関係各課との情報共有や協議を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	研修・説明会等（居住サポート住宅を考える研修会・改正住宅セーフティネット法等に関する全国説明会にWEB参加）を通じた国や県の動向把握のほか、営繕住宅課と必要な情報を共有する等の連携を図りました。 今後も、住宅確保要配慮者の安定的な住居確保に向け、国や県の動向を注視していきます。	A
	令和8年度の実施方針	
	関係課との情報共有や協議を行います。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑥ 高齢者の安定的な住居の確保	
概要	サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームについては、埼玉県と調整を図るとともに、高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、適切な整備がなされるよう促します。 ケアハウスやグループホームについては、一人暮らしの高齢者や認知症の人の利用が想定される中、今後も施設の維持継続を確保していきます。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
高齢者福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、埼玉県と調整を図りながら、計画に基づき、高齢者の安定的な住居の確保に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	埼玉県有料老人ホーム設置運営指導要綱第7条の規定による交付申請に基づき、意見書を交付しました。 【成果】 ・有料老人ホームの設置に関する意見書交付件数 3件	A
	令和8年度の実施方針	
	埼玉県と調整を図りながら、計画に基づき、適切な整備がなされるよう促します。	

取組名称	⑥ 高齢者の安定的な住居の確保	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
介護保険課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	地域密着型特定施設入居者生活介護（ケアハウス）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の入居情報について、市ホームページを毎月更新し、施設情報を提供します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	地域密着型特定施設入居者生活介護（ケアハウス）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の入居情報について、ほんじょうネット（市ホームページからもリンク有）において確認できるようにしました。月1回ではなく、事業所が入居者数などの情報を随時更新できるようになりました。	A
	令和8年度の実施方針	
	地域密着型特定施設入居者生活介護（ケアハウス）及び認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の入居情報について、ほんじょうネットにおいて提供します。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑦ 障害者の安定的な住居の確保	
概 要	障害のある人の共同生活の場として、グループホームの適切な確保と利用を図ります。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、グループホーム等の整備に係る情報収集を行うとともに、整備に向けた相談を実施し、情報の提供を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	グループホーム等の整備に係る情報収集を行うとともに、整備に向けた相談を実施し、情報の提供を行いました。 【成果】 ・グループホーム等の整備に係る相談件数 3件 ・グループホーム設置数 12事業所	A
	令和8年度取組方針	
	グループホーム等の整備に係る情報収集を行うとともに、整備に向けた相談を実施し、情報の提供を行います。	

取組名称	⑧ 市営住宅の整備	
概 要	住宅に困窮する低所得者や高齢者、障害のある人、子育て世帯の人々等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう市営住宅の整備を進めるとともに家賃を低廉に抑え、効率的で効果的な管理、運営に努めます。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
営繕住宅課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度も引き続き入居募集していきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	令和7年6月と11月に入居募集を行い、募集を行った26戸中14戸入居となりました。また、点検・補修の必要箇所を可視化して修繕対応と再募集期間の短縮を実現するために退去に伴うチェックシートを導入しました。	A
	令和8年度取組方針	
	令和8年度も入居募集していきます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑨ 障害者の移動支援			
概 要	各福祉計画に基づき在宅重度心身障害者福祉タクシー利用料金助成、身体障害者自動車運転免許取得費補助、身体障害者自動車改造費補助等を引き続き実施します。			
担当部署等	令和7年度取組方針			
障害福祉課	引き続き、在宅重度心身障害者タクシー券の支給及び在宅の重度心身障害者への燃料費（ガソリン代又は軽油代）の助成を行うとともに、福祉有償運送を適正に運営できるよう、児玉郡市福祉有償運送運営協議会に参加します。			
	令和7年度実施結果			
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】	
	【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	在宅重度心身障害者タクシー券の支給及び在宅の重度心身障害者への燃料費（ガソリン代または軽油代）の助成を行いました。 また、令和7年7月の児玉郡市福祉有償運送運営協議会に参加しました。		A
		【成果】 ・タクシー券配布者数 216人 ・燃料費支給件数 2,921件		
	令和8年度取組方針			
在宅重度心身障害者タクシー券の支給及び在宅の重度心身障害者への燃料費の助成を行うとともに、福祉有償運送を適正に運営できるよう、児玉郡市福祉有償運送運営協議会に参加します。				

取組名称	⑩ 公共交通の維持・確保		
概 要	既存の輸送資源を最大限に活用することも視野に、市民・事業者・行政等の地域の関係者が連携及び協働することで安心して利用できる公共交通体系を長期的に維持・確保していきます。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
都市計画課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	出歩きやすいまちづくりの推進を目標とした交通弱者の移動手段の確保のため、デマンドバス停留所の追加設置を行い、交通空白地0%を目指します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	計12か所のデマンドバス停留所を追加設置し、6つの交通空白地域のうち、2地域の解消を行いました。		A
	令和8年度取組方針		
	デマンドバス停留所の追加設置を行い、交通空白地0%を目指します。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑪ ボランティアによる移動支援の充実	
概 要	地域住民や事業者等と連携し、買い物や外出など、高齢者の移動を支援するための取組を進めます。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
高齢者福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	地域住民や事業者等の関係者と相談し協力を得ながら、移動に関する支援の充実を図るための取組を継続します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	社会福祉法人や介護保険事業所の協力によるスーパーへの移動支援、住民同士の助け合いによる買い物代行や外出等の生活支援などを実施しました。 【成果】 ・社会福祉法人や介護保険事業所によるスーパーへの移動支援 57回 ・住民同士の助け合い活動 4団体	A
	令和8年度取組方針	
	地域住民や事業者等の関係者と相談し協力を得ながら、移動に関する支援の充実を図るための取組を継続します。	

取組名称	⑫ 市ホームページでの情報提供の充実	
概 要	市ホームページでの情報提供を充実させることで、利便性の高い情報提供窓口を確保します。ウェブアクセシビリティに配慮し、あらゆる人が見やすく、必要な情報を得やすいよう工夫します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、市民に分かりやすい市ホームページの作成に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市からのお知らせ・イベント等の情報を市ホームページに掲載しました。 市ホームページ作成に当たっては、シティプロモーション推進課の「市公式メディア活用マニュアル」に基づき、ウェブアクセシビリティ等に配慮しています。また、各課等につき1人の広報連絡担任者を置き、市広報紙や市ホームページに係る各課等の調整・確認役を担っています。	A
	令和8年度取組方針	
	市民に分かりやすい市ホームページの作成に努めます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑬ 市民への情報提供手段の再検討	
概要	講演会や健診等の市の事業において、多様な情報を参加者等に提供することで、情報提供機会を拡大するとともに、市民の日常生活の中で自然に福祉関係情報等を取得できるように情報提供手段及びその機会の確保に努めます。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
各関係課	講演会等で各計画や制度のパンフレットを配布します。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	各関係課で、講演会や福祉イベント等において、各種パンフレット等を配布したほか、啓発チラシやポスターを各課・関係機関等の窓口等に設置し、意識啓発を図りました。	A
	令和8年度の実施方針	
	講演会等で各計画や制度のパンフレット等を配布します。	

取組名称	⑭ 意思疎通支援の充実	
概要	相談窓口にコミュニケーション支援ボードを設置し、意思疎通しやすい環境づくりに努めます。 また、利用者の要望に応じ、手話通訳者、要約筆記者を派遣するほか、手話奉仕員養成講座や要約筆記者養成講座等を開催するなど、障害のある人のコミュニケーションの支援に努めます。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
障害福祉課	引き続き、意思疎通支援事業（手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣）を実施するとともに、手話講座を開催し、手話の普及啓発に努めます。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	意思疎通支援事業（手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣）を実施するとともに、市職員及び市民向けの手話講座を開催し、手話の普及啓発に努めました。 【成果】 ・手話通訳者派遣件数 757件 ・要約筆記者派遣件数 1件 ・職員向け手話講座（4回）参加者数 29人 ・市民向け手話講座（4回）参加者数 15人 ・手話奉仕員養成講座（23回）参加者数 17人	A
	令和8年度の実施方針	
	意思疎通支援事業（手話通訳者派遣及び要約筆記者派遣）を実施するとともに、手話講座を開催する等、手話の普及啓発に努めます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】	
概要	各福祉サービス等の情報を集約したガイドブックをそれぞれ発行し、わかりやすい情報提供に努め、制度を必要とする人が利用しやすい環境を整えます。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
【再掲】 生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	各福祉サービス等をわかりやすく情報提供できるよう、広報ほんじょうや市ホームページの充実を検討します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市広報紙の市民相談のページにひきこもり相談の日時等を掲載しました。また、自立相談支援事業の各事業について、広報計画を作成し、掲載しました。市ホームページについては、生活保護のしおりを最新の情報に更新しました。	A
	令和8年度の実施方針	
	各福祉サービス等をわかりやすく情報提供できるよう、市広報紙や市ホームページの充実を検討します。	

取組名称	⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
【再掲】 障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、ガイドブック（障害者福祉ガイド）や市ホームページ等を利用した相談窓口の周知に努めます。 また、コミュニケーションボードを自由に加工して利用できるようデータを公表するなど、意思疎通支援の充実を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	ガイドブック（障害者福祉ガイド）や市ホームページ等を利用した相談窓口の周知に努めるとともに、汎用性の高いコミュニケーションボードの様式を公表しました。また、手話リンクサービス（ホームページから手話で市の窓口へ問い合わせできるサービス）を新たに導入した際には、市ホームページに掲載したほか、定例記者会見を行い広く周知しました。	A
	令和8年度の実施方針	
	ガイドブック（障害者福祉ガイド）や市ホームページ等を利用し、福祉サービスの周知・広報に努めます。	

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】		
担当部署等	令和7年度取組方針		
【再掲】 高齢者福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	医療・介護・地域資源に障害分野の情報を追加した「ほんじょうネット」を市民にも公開し、情報提供を図ります。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	医療・介護・障害地域資源の検索・閲覧ができる「ほんじょうネット」について、令和6年3月に開始した関係者向けの運用に加えて、令和7年6月から市民向けの運用を開始しました。関係者・市民に対して、地域資源や事業所の情報に加え、国・県・市からの通知やお知らせ等の情報提供を図りました。 【成果】 「ほんじょうネット」アクセス数 ・関係者向けサイト 46,717件 ・市民向けサイト 70,514件（※令和7年6月から開始）		A
	令和8年度取組方針		
	「ほんじょうネット」にて関係者・市民に対し、情報提供を図ります。		

取組名称	⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】		
担当部署等	令和7年度取組方針		
【再掲】 介護保険課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度版の介護保険のわかりやすい利用の手引きを作成・発行します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	令和7年度版の介護保険制度パンフレット（A4判32ページ）を作成し、介護の申請などで来庁した方に対し、パンフレットに沿って説明をした上で配布しました。		A
	令和8年度取組方針		
	令和8年度版の介護保険のわかりやすい利用の手引きを作成・発行します。		

基本戦略1 市民の生活を支える仕組みづくり

(4) 人にやさしい生活環境の充実

取組名称	⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】	
担当部署等	令和7年度取組方針	
【再掲】 子育て支援課 保育課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	市議会議員や民生委員・児童委員へ配布することで、さらにガイドの活用をしていただくように努めます。 また、継続的な発行に向け、広告掲載協力企業を増やすよう、協力依頼に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	「本庄市子育て情報ガイド」を発行し、子育て支援サービスの周知に努めました。子ども・子育て会議委員等関係者への配布をすることで、ガイドの周知に努めました。電子版のPRとして、市広報紙へQRコードを掲載しました。このガイドブックは、分かりやすく便利だと市民の皆様から好評をいただきました。 【成果】 ・発行部数 4,000部	A
	令和8年度取組方針	
	市議会議員や民生委員・児童委員へ「本庄市子育て情報ガイド」を配布し、ガイドの活用をしていただくように努めます。 また、継続的な発行に向け、広告掲載協力企業を増やすよう、協力依頼に努めます。	

取組名称	⑮ 福祉サービスの周知・広報【再掲】	
担当部署等	令和7年度取組方針	
【再掲】 関係課 (こども家庭センター) 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	毎年、内容を修正し、冊子の発行と電子版の更新を継続します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	子育て支援課が取りまとめる「本庄市子育て情報ガイド」について、こども家庭センター関連ページを最新事項に修正し、発行しました。その結果、子育て支援サービスについての事業・連絡先等の紹介に寄与しました。	A
	令和8年度取組方針	
	毎年、「本庄市子育て情報ガイド」の内容を修正し、冊子の発行と電子版の更新を継続します。	

■第3期本庄市地域福祉計画 進捗管理シート

《 基本戦略 2 》地域におけるつながりの強化

地域共生社会の実現に向けて地域福祉を推進するためには、行政のみならず市民や地域団体、事業所等、地域に暮らし、活動するすべての主体が協働していく必要があります。

地域づくりの主体は住民であるという考えのもと、市民の地域福祉への関心を高める取組を推進するとともに、市民が身近な地域で活動に参加できる環境づくりを進めます。また、地域福祉を担う人材、団体、事業所等を支援するほか、関係機関・団体等のネットワークを強化し、支援が必要な人を早期に発見し、効果的かつ速やかにサポートが提供できる体制を構築していきます。

成果指標の設定

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
福祉に関心がある人の割合 ※アンケート指標	82.1%	90.0%
地域福祉講演会出席者数	72人	130人

関連するSDGsの目標



施策細目	(1) 地域人材の確保・育成
地域の課題や市民のニーズに対して取り組むボランティアは、今や地域福祉の担い手として不可欠な存在です。しかし、ボランティア団体調査では、構成員の高齢化や人材不足を課題に挙げる団体が多く、人口減少と少子高齢化が進行する中で、担い手不足の課題は深刻化しています。 令和3年に「本庄市市民協働のまちづくり条例」が制定されました。この条例は、市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を担いながら、共に協働してまちづくりに取り組むことにより、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的としており、これに基づいて「本庄市市民協働のまちづくり指針」を定めています。令和5年度からは、ボランティア、NPO法人の活動支援、ネットワークづくりを目的として、「市民活動団体登録制度」を開始しています。 引き続き、市民活動団体同士のネットワークの形成及び育成支援を図るとともに、市民の社会貢献活動への参加の機会を設けるため、市民活動団体登録制度を通じて、公益的で自発的な市民活動を行う団体の情報を幅広く周知していきます。	

取組名称	① 生涯学習講座受講者等の学びの成果を活かす環境づくり		
概要	生涯学習で得られた知識・技能・経験を地域社会に還元できるよう、講座受講者と地域ニーズをコーディネートする機能の構築を図ります。 また、優れた知識や技能を持つ人材が地域社会で指導者として活動できる仕組みの更なる活用を検討します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
生涯学習課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	講座を受講した方をすぐにニーズにつなげていくことには、今後も検討が必要であると考えます。現在のような個人の学習を継続できるよう、広報媒体だけでなく、文化祭などクラブ活動の成果に触れる機会に参加していただくことでクラブ団体等の紹介や周知を図ります。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	公民館で実施したオカリナ講座等の講座に参加された方々が、その後クラブを結成し、活動を行っています。地区公民館（7館）のクラブ活動発表会、こだま芸術祭などが開催されました。クラブ活動の成果に触れる機会に参加していただくことでクラブ団体等の紹介や周知を図りました。		A
	令和8年度取組方針		
	講座を受講した方をすぐにニーズにつなげていくことは、今後も検討が必要であると考えます。文化祭などクラブ活動の成果に触れる機会に参加していただくことでクラブ団体等の紹介や周知を図ります。		

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(1) 地域人材の確保・育成

取組名称	② 地域福祉懇談会等の定期的実施【再掲】あり	
概 要	市民の地域福祉への関心を喚起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を継続的に実施します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 B 令和7年度 B 令和8年度 令和9年度 令和10年度	「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を開催します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	「次世代地域づくり会議」について、令和7年度は開催に至りませんでした。有意義な開催となるよう、対象者及び内容を検討し、関係機関等と協議を行っていきます。 「地域福祉懇談会」について、重層的支援体制整備事業を含めた本市の包括的支援に焦点を当て、分かりやすい情報提供と活発な意見交換を通じた理解促進を図りました。懇談会後のアンケートで「自身の考えや意見が話しやすかった。」、「説明や資料は分かりやすかった。」との回答をいただきました。 【成果】地域福祉懇談会 ・令和8年3月27日（金）本庄ガスEC01はにぽんプラザ 活動室G ・対象者：地域福祉審議会委員 ・講師：高崎健康福祉大学 一柳大輔先生 第一部 重層的支援体制整備事業を含む包括的支援体制について説明 第二部 意見交換	B
	令和8年度取組方針	
	「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を開催します。	

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(1) 地域人材の確保・育成

取組名称	③ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討		【再掲】あり
概要	サポーター養成講座や市民後見人養成講座等、市が実施する講座受講者が講座内容を地域において実践していくための仕組みを検討します。		
担当部署等	令和7年度の実組方針		
各関係課 (高齢者福祉課)	多世代・多分野における養成講座の実施及び地域で活動する場の確保を継続し、実践活動の充実を図ります。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度 はにぼん筋力トレーニング・生活支援・認知症サポーター養成講座を実施し、地域活動への協力が可能なサポーターや、認知症キャラバン・メイトの登録情報を、市と地域包括支援センター、社会福祉協議会（生活支援サポーターのみ）とで共有してコーディネート可能な環境を整えました。 市民の困りごとに応じたサポーターによる支援とのマッチングや、チームオレンジサポーターを中心としたオレンジカフェの開催、生活支援など、地域での実践活動を行いました。 【成果】 ・はにぼん筋力トレーニングサポーター養成講座 全6回、受講者数27人 ・生活支援サポーター養成講座 全5回、受講者数23人 ・認知症サポーター養成講座 42回、受講者数1,553人（内訳：幼児13回250人、小学生11回471人、中学生6回558人、市民7回185人、企業・職域1回20人、介護サービス事業者2回15人、市職員2回54人）		A
	令和8年度の実組方針		
	多世代・多分野における養成講座の実施及び地域で活動する場の確保を継続し、実践活動の充実を図ります。		

取組名称	③ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討		【再掲】あり
担当部署等	令和7年度の実組方針		
各関係課 (地域福祉課)	成年後見サポートセンターにおいて、市民後見人養成研修の基礎研修を開催します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度 市民後見人養成研修基礎研修、同フォローアップ研修及び法人後見従事者向け研修を3年を1クールとして実施しており、令和7年度は成年後見サポートセンターにおいて、令和8年1月に市民後見人養成研修の基礎研修を開催しました。 【成果】 ・基礎研修受講者15人、同修了者15人		A
	令和8年度の実組方針		
	成年後見サポートセンターにおいて、法人後見従事者向け研修及び市民後見人養成研修フォローアップ研修を開催します。		

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(1) 地域人材の確保・育成

取組名称	④ 市民活動団体登録制度の実施		
概 要	市民活動団体同士のネットワークの形成及び育成支援を図るとともに、市民の社会貢献活動への参加の機会を設けるため、「市民活動団体登録制度」を実施し、公益的で自発的な市民活動を行う団体の情報を幅広く周知していきます。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
市民活動 推進課	市民活動団体同士の座談会、登録団体の活動情報の周知、各種団体向けの講座、交流会を開催し、制度・登録団体の周知を行います。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	北部地域振興センター、秩父地域振興センターとの共催によりNPO法人に対する会計基礎、登記申請、ウェブ報告システム等についてオンライン配信による研修の開催、YouTube配信による周知を実施しました。また、北部地域振興センター、同センター本庄事務所との共催で事業報告書等作成講座を実施しました。 市民活動団体については、座談会は実施できませんでしたが、市公式LINEやはにぼんプラザ、湯かっこでのチラシ配布による周知を行いました。また、社会福祉協議会主催の本庄市社会福祉大会の会場で行われた「ボランティア活動PRコーナー展示」でも周知を行いました。		B
	令和8年度取組方針		
	社会福祉協議会と共催でボランティアフェスタを開催します。さらに市民活動団体への取材を通じて、制度・登録団体の周知を行います。		

施策細目	(2) 専門職・支援関係者の育成と支援
少子高齢化の進展に伴い、福祉サービスを提供する働き手不足も課題の一つとなっています。事業所アンケートでは、「福祉全般の事業（業務）量やサービス対象者に対して、福祉に係る人員が不足している」、「ケアマネジャーが不足している」、「福祉の仕事に興味を持ってもらえる機会を増やしてほしい」などの意見が寄せられています。このほか、「福祉職というイメージから過剰なサポートを求められるケースがある」など負担の大きさに関する意見もあり、福祉に携わる人が適切に働くことができる支援が求められています。福祉の現場の魅力を高める取組など、国や埼玉県等の動向も踏まえながら、人材確保につながる支援に努めます。 また、地域福祉の重要な担い手の一つである民生委員・児童委員は、高齢化に加え、就労するシニア層の増加、専業主婦の減少、地域課題の複雑化に伴う業務負担の増大などが背景にあるとされており、今後、人口が減少する中で、本市においても担い手不足の状況に陥る可能性があります。民生委員・児童委員アンケートでは「情報共有が不十分」、「自治会等との連携ができていない」などの意見が寄せられており、個人や地域団体、市との連携が十分とはいえない状況にあることがうかがえます。地区懇談会でも、「民生委員・児童委員のなり手がいない」という意見が寄せられています。	

取組名称	① 民生委員・児童委員協議会への支援		
概要	民生委員・児童委員協議会への事務支援を引き続き実施するとともに、地域住民に身近な相談役である民生委員・児童委員個人の資質の向上のため、事例検討会等の研修の実施を検討します。また、地域での活動の円滑化のため、自治会連合会等の地域の関係団体等との意見交換会等、連携・交流のための場を企画します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
地域福祉課 【評価】 令和6年度 B 令和7年度 B 令和8年度 令和9年度 令和10年度	事務局として事務支援を行い、各会議や研修会等を開催し、積極的な情報提供を行うとともに、地域の関係団体との連携について、協議会の会議の中で具体的な検討を行います。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	本庄市民生委員・児童委員協議会（市民児協）の事務局を務め、必要な事務支援を行いました。 5月の総会時には、本庄警察署生活安全課長を講師にお迎えして「近年増加している住宅強盗への対策について」と題した研修会を開催し、管内の犯罪の発生状況や委員の立場でできる防犯活動などを学びました。一斉改選により12月から新たに委員となった者に対しては、2月に市及び社会福祉協議会（社協）の業務を理解して今後の活動に繋げることを目的とした研修を2回行いました。そのほかには、埼玉県社協や埼玉県民児協が主催する各種研修を受講し、委員としての資質向上に努めました。 また、地区民児協においては自治会や小中学校との交流がありましたが、市民児協として地域の関係団体との交流の機会を設けることはできませんでした。		B
	令和8年度取組方針		
	事務局として事務支援を行い、各会議や研修会等を開催し、積極的な情報提供を行うとともに、地域の関係団体との連携について、協議会の会議の中で具体的な検討を行います。		

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(2) 専門職・支援関係者の育成と支援

取組名称	② 多職種連携のための研修会等の実施	
概要	専門職及び支援関係者が一堂に会し、連携のための関係性を構築するとともに、コミュニティソーシャルワーク等の多職種連携に関する技能の向上を図るための研修会等の実施を検討します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	研修会に参加し、専門職及び支援関係者との連携のための関係性を構築します。	
生活支援課	令和7年度実施結果	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	地域ケア個別会議に延べ10回、課題整理会議に4回出席し、介護や医療の専門職との事例検討を通じて関係性を構築しました。自立支援事業に係る支援員ミーティングを年3回開催し、支援例や参加した研修内容について報告等を行い、情報共有を図るとともに連携のための関係性を構築しました。	A
	令和8年度取組方針	
	研修会等に参加し、専門職及び支援関係者との連携のための関係性を構築します。	

取組名称	② 多職種連携のための研修会等の実施	
担当部署等	令和7年度取組方針	
高齢者福祉課	専門職及び支援関係者や住民が、地域ケアシステムの担い手である意識づくりと連携を進めるため、研修会や会議等を継続実施します。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	各日常生活圏域において、地域包括支援センターを中心に地域ケア会議やネットワーク会議、本庄市介護支援専門員連絡会と連携した研修会を開催しました。 また、郡市共同で進める在宅医療・介護連携推進事業において、専門職を対象とした研修会等を実施し、顔の見える関係づくりと支援を行う連携体制の構築を進めました。 【成果】 ・地域ケア個別会議 32回 ・地域ケア課題整理会議 4回 ・地域ケア推進会議 1回 ・ネットワーク会議（市全域6回、圏域別1回） ・包括的・継続的ケアマネジメント会議 5回 ・生活支援体制整備事業協議体（市全域5回、圏域別22回） ・在宅医療研修会1回、コミュニケーションツール（MCS）活用によるちょこっと講座12回	A
	令和8年度取組方針	
	専門職及び支援関係者や住民が地域ケアシステムの担い手である意識づくりと連携を進めるため、研修会や会議等を継続実施します。	

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(2) 専門職・支援関係者の育成と支援

取組名称	③ 行政情報の活用支援	
概要	市が保有する情報のうち、個人情報に該当しない専門職の活動地域に関する統計情報等を専門職や支援関係者等が活用し、支援対象者等地域の適切な評価ができるよう、個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて公開を図っていきます。また、データの活用方法について周知等を行います。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	各関係課において、専門職や支援関係者等への情報提供に引き続き努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	各関係課で、それぞれが所管する会議・協議会等において、個人情報の取扱いに留意しつつ、必要に応じて情報公開・提供を図り、専門職や支援関係者等との協議等に活用しました。	A
	令和8年度取組方針	
	各関係課において、専門職や支援関係者等への情報提供に努めます。	

取組名称	④ 個人情報の適切な取扱い	
概要	各サービス提供事業者をはじめ、民生委員・児童委員、自治会等の支援関係者が支援を行うにあたり、個人情報の適切な取扱いを徹底します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 各関係課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	個人情報にかかる情報提供の際には、適切な取扱いを徹底します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	個人情報に係る情報提供の際には、目的外利用の禁止や第三者提供の制限などの説明を行い、適切に管理するように徹底しました。	A
	令和8年度取組方針	
	個人情報に係る情報提供の際には、適切な取扱いを徹底します。	

施策細目	(3) 関係機関・団体等との連携強化
適切な支援を適切な方法で迅速に提供していくためには、連携の手段や方法があらかじめ定められていることが望まれます。また、制度外の支援も含めて、その人の生活全体を支援していくためには、公的な機関や福祉事業者だけでなく、民生委員・児童委員、自治会等や民間企業等、福祉に限定されない支援関係者も視野に入れて連携していく必要があります。そして、それらの多様な分野の支援関係者との連携を図るとともに、それぞれの機関・団体が地域のネットワークを構築し、関係性を深め、その活用を図ることができる環境づくりが大切です。 事業所アンケートでは、「連携を強化したいが個人情報の取扱いが不安」などの意見も寄せられているほか、今後連携を強化したい団体等として「市行政の関係課」や「地域のボランティア団体」を挙げる団体が多くなっています。 庁内における情報共有・連携強化はもちろんのこと、複合化した課題を抱える人に対して、必要なサポートを総合的・包括的に提供できるよう関係団体間のネットワークの強化を図ります。コミュニティソーシャルワーク等多職種連携に関する技能の向上を図ります。	

取組名称	① 効率的で効果的な福祉行政の推進【再掲】	
概要	令和5年度より地域福祉課内に新たに設置された福祉政策係を中心として、福祉関係施策の企画立案や総合調整を行うことにより、これまで以上に効率的で効果的な福祉行政を推進します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
【再掲】 地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	重層的支援体制整備事業移行準備事業を実施します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	包括的な支援体制強化に向けた取組を推進するため、重層的支援体制整備事業の活用について、庁内の地域福祉検討会議ワーキンググループの開催及び社会福祉協議会と協議を行いました。 また、重層的支援体制整備事業を令和4年度から実施している、群馬県玉村町の状況を視察しました。玉村町は、既に同事業を進めているほか、各社会福祉法人等の協力の下で「なんでも福祉相談窓口」を実施するなど、先進的な取組を行っており、本市における事業推進に向けた具体的な知見を得ることができました。 【視察参加者】 本庄市地域福祉課3人、生活支援課2人 本庄市社会福祉協議会1人 玉村町健康福祉課長、健康福祉課障がい福祉係長、健康福祉課社会福祉係コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、子ども育成課長	A
	令和8年度取組方針	
	包括的な支援体制の強化と重層的支援体制整備事業の実施に向けて関係各課と協議を行います。	

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(3) 関係機関・団体等との連携強化

取組名称	② 連携のための相談支援マニュアルの作成【再掲】		
概要	個人の資質ではなく、仕組みとして効率的に連携していくためには、連携手法を基準化する必要があることから、相談支援及び連携に関する統一的な基準としての「相談支援・連携マニュアル（仮）」を作成します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
【再掲】 地域福祉課 生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	相談支援・連携マニュアル（仮）作成のため相談事例の整理を行います。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	「相談支援・連携マニュアル（仮）」作成準備のため、庁内の地域福祉検討会議ワーキンググループ及び社会福祉協議会から相談事例等を収集し情報共有しました。		A
	令和8年度取組方針		
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、「相談支援・連携マニュアル（仮）」に係る相談支援及び連携に関する統一的な基準を協議します。		

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(3) 関係機関・団体等との連携強化

取組名称	③ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置【再掲】	
概 要	いずみ保育所子育て支援センターが育児不安・ひとり親家庭・社会的孤立等の悩みを気軽に相談できる窓口として機能できるよう、関係機関との連携を図ります。 また、市内私立保育園に設置されている子育て支援センターと連携し、こどもやその保護者の交流の場の提供、保護者が抱える不安の解消を図ります。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
【再掲】 保育課	利用者に寄り添い、話しやすい雰囲気を作ります。専門的な悩みは専門機関へ促し解消へつなげます。専門講師の講演を開催し、利用者の子育てを支援し、保育士も一緒に学ぶことで資質向上につなげます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	子育て支援センターの年間利用組数は1,571組で、生後1か月の乳児から就学前の幼児までの幅広い年齢での利用がありました。 支援センター担当保育士に子育ての悩みを話すことで、孤独を感じている保護者の気持ちに寄り添うための場所づくりを行いました。 また、外部の講師を招き、「体操教室」「遊びの講座」「おなか元気教室」「親の学習」を開催しました。 さらに、児玉郡子育て支援センター連絡協議会に参加し市内民間保育園とも協力しながら、情報共有や子育て支援のためのハロウィンイベントを開催しました。 【成果】 ・相談件数 168件 ・ママサロン(子育てサークル) 11回 ・外部講師による講座 4回 ・支援センター連絡協議会 12回	A
	令和8年度取組方針	
	利用者が気軽に話せるような雰囲気をつくります。民間保育園の支援センターとも情報を共有したり、研修を開催したり、保育士も一緒に学ぶことで資質向上につなげます。	

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(3) 関係機関・団体等との連携強化

取組名称	③ 地域の子育て世代の相談を受け止める窓口の設置【再掲】	
担当部署等	令和7年度取組方針	
【再掲】 子育て支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	子育て支援センターが定期的に開催している会議への出席をするなど連携を図り、子育て支援センター事業の充実に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市ホームページや市公式LINEの配信を活用し、子育て支援センターの周知やイベントのPRに協力をしました。より多くの保護者に気軽に利用してもらうために、地域の子育て支援センターが合同イベントを開催する際に、広報等に協力し、周知に努めました。 また、3つの児童センターにおいても、つどいの広場で子育て相談を行うなど、子育て支援センターを相談窓口として子育て世帯に周知することができました。 【成果】 ・合同イベント 子育て支援センターまつり「ハロウィン」2025 10月31日開催	A
	令和8年度取組方針	
	子ども・子育て会議の開催など、関係機関と連携を図りつつ、子育て支援サービスの提供に努めます。	

施策細目	(4) 福祉学習の充実
社会情勢の変化に伴い、福祉課題の複雑化・多様化が進んでいます。人々の意識やライフスタイルも大きく変容しており、これまで以上に多様な価値観や文化の共存が求められています。 次世代地域づくり会議では、「外国人が多い」や「異文化を学ぶイベントを開催する」、「社会的弱者の支援などの充実」などの意見が寄せられました。 地域における暮らしやすさを高めていくためには、ハード面での整備だけでは不十分であり、そこに暮らす人が互いに思いやる関係性の構築が不可欠です。すべての人が等しく、それぞれが違うことを認識し、互いに尊重しながら自分らしく生きることができる社会の構築を図るため、福祉学習を推進します。	

取組名称	① 福祉教育の充実	
概要	児童・生徒向け地域福祉啓発パンフレットの配布などにより、こどもたちへ地域福祉の啓発を行います。 また、小中学校では、道徳や総合的な学習の時間等において、社会福祉協議会や関係団体と連携・協力し、体験や交流などの学習を通して、地域社会の一員としての意識と豊かな心を育成します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 B 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	国や県の啓発チラシやポスターなどにより、こどもたちへ地域福祉の啓発を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市内各小中学校の児童・生徒・教職員を対象に「社会を明るくする運動」の啓発物品（マスコットキャラクターのシール・リーフレット）を配布しました。 市内保育施設に通う5歳児及び児童センターに「社会を明るくする運動」の広報用資材「ホゴちゃんぬりえ」を配布しました。 市内各小中学校の児童生徒を対象とした「社会を明るくする運動」作文コンテストの実施を通じ、次世代へ非行防止と立ち直り支援の意識を啓発しました。	A
	令和8年度取組方針	
	こどもたちへ地域福祉の啓発を行います。	

(4) 福祉学習の充実

取組名称	① 福祉教育の充実	
担当部署等	令和7年度取組方針	
学校教育課	関係団体と小中学校で連携・協力をし、社会奉仕・社会連帯の精神を養い、福祉体験・交流活動を継続して行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	社会福祉協議会と連携し、市内の小中学校で「福祉体験プログラム」を行いました。写真パネルを使って、まちの中にある福祉について学ぶ「ふくしの話」や「車いす・アイマスク体験」、「高齢者疑似体験」を通して、社会福祉の関心を高めることができました。 また、高齢者福祉課とともに「認知症サポーター養成講座」を行い、認知症についての正しい知識と理解を身に付けることができました。 【成果】 - 福祉体験プログラム 小中学校13校 全28回 - 認知症サポーター養成講座 小中学校5校 受講者529人	A
	令和8年度取組方針	
	関係団体と小中学校で連携・協力（小中一貫教育の充実）を行い、社会奉仕・社会連帯の精神を養い、福祉体験・交流活動の充実に取り組みます。	

取組名称	② 地域福祉講演会等の実施	【再掲】あり
概要	地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築していくため、市民や関係機関・団体構成員を対象とする、地域福祉に関する講演会を毎年実施します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	地域福祉に関する講演会を開催します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	社会福祉協議会と共催で地域福祉講演会を開催し、市民の地域福祉に関する理解促進に努めました。アンケート結果では、地域福祉への関心が「高まった」、「やや高まった」と回答した方が約85%でした。 【成果】 - 講師 杉 良太郎 氏 ・テーマ「福祉 想いのままに」 - 令和7年12月14日(日) グローバルソフトウェア本庄文化ホール - 来場者数 579人 内訳：講演会一般募集枠244人（事前申込216人、当日参加28人）、本庄市社会福祉協議会社会福祉大会式典参加者335人 - 講演では、自身が力を注いできた福祉活動の経験や、「生涯献身」という考えの下、今後も福祉活動を続けていくこと等について話があったほか、来場者からの質問に対して丁寧にお答えをいただきました。	A
	令和8年度取組方針	
	地域福祉に関する講演会を開催します。	

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(4) 福祉学習の充実

取組名称	③ 福祉関係講座の充実	
概 要	生涯学習の場における社会福祉に関する講座の実施のほか、認知症への理解を広め、予防するための福祉関係講座等を継続的に実施します。 また、各講座の実施に当たっては、情報通信技術(I C T)の活用を検討するなど、多くの人が学びやすい環境の整備に努めます。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
各関係課 (市民活動推進課) 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	人権問題について、知識や理解を深める人権研修を推進します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	公民館等地区・利用者団体人権教育研修会(11か所)、ひととひとの人権を考えるセミナー(全3回)、本庄市人権教育研究集会等を開催し、人権問題についての現状や課題を学び、理解を深めるよう取り組みました。研修後のアンケート結果では、多くの方が「参加して良かった。」、「人権問題についての関心や理解が深まった。」と回答されています。	A
	令和8年度取組方針	
	人権問題について、知識や理解を深める人権研修を推進します。	

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(4) 福祉学習の充実

取組名称	③ 福祉関係講座の充実		
担当部署等	令和7年度取組方針		
各関係課	今後も福祉・介護等に関連する幅広く、かつ参加しやすい講座等の企画に努めます。		
(生涯学習課)	令和7年度実施結果		
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	市民総合大学や各公民館講座等にて、福祉・介護等に関連する講座等を開催しました。 福祉・介護等に関連する講座や教室に多くの方が参加され、予防法や健康のための効率的な運動方法について学びました。		A
	【成果】 講座及び教室開催 275回 参加者 5,373人 講座内容等 ＜市民総合大学＞ ・今日から始めるオーラルフレイル（口の衰え）対策 ・健康的な食生活を送ろう～フレイル予防から見た食事の重要性～ ・東洋医学の不思議（ツボを知って生き活きと） ・「睡眠」と「健康」の知恵袋講座 ・発達障害児のWell-beingと音楽～楽器あそびの体験を通して～ ・Well-beingにつながる運動あそび～実際にやってみて実感しよう～ ・安心安全な食生活・摂食機能を高める基礎学習 ・Well-beingとこれからの教育・福祉～合理的配慮を考える～ ・椅子ヨガで健幸に、100mウォーキング、いつまでも健やかにハッピーに！！～健幸ヨガ～ ＜各公民館講座等＞ ・介護予防「椅子を使ってゆったり太極拳体操」教室 ・寿学級「介護予防シナプソロジーレクリエーション教室」 ・笑いヨガで心と体の健康作り教室、これからの介護講座 ・誤嚥性肺炎予防のカラオケ講座 ・筋力アップ教室 ・健康教室「リズムde健康シナプソロジー」等		
	令和8年度取組方針		
福祉・介護等に関連する、幅広く、更に皆が参加しやすい講座等の企画に努めます。			

施策細目	(5) 小地域における福祉活動の推進
地域福祉の根幹は市民同士のつながりであり、日頃からすべての市民が助け合える関係性を構築しておく必要があります。 市民アンケートでは、「あいさつ程度の関係の人がほとんどである」と答えた人が全体の47.5%となっており、特に若年層ほど近所付き合いが希薄な傾向にあります。一方で、地域づくりを進めるために有効だと思う方法について「近所などでの声かけや見守り助け合いの活動」を挙げる人が最も多くなっているほか、地域活動に「取り組んでいきたい」と答えた人は全体の52.0%を占めており、近所付き合いや地域活動への関心が高いことがうかがえます。 また、自治会アンケートでは、自治会活動への参加状況として「減少している」が全体の34.9%を占めているほか、自治会運営における課題として「高齢化や参加者の固定化」などが挙げられています。 近所付き合いを基盤としつつ、地域における活動の支援を通じ、市民同士が交流する場の確保や活動団体同士の交流を図ります。	

取組名称	① 社会福祉協議会の運営と活動支援		
概 要	社会福祉協議会の運営費や、市の計画に合致する事業活動への補助を行うことで、小地域における住民主体活動のコーディネート機能を強化するとともに、社会福祉協議会の活動を支援します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
地域福祉課	運営費補助及び活動支援を行います。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】	
	本庄市社会福祉協議会が健全な財政運営を推進し、本来の目的を果たせるよう、常勤職員の人件費（受託事業及び介護保険事業に係るものを除く。）を補助しました。	A	
	令和8年度取組方針		
	運営費補助及び活動支援を行います。		

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(5) 小地域における福祉活動の推進

取組名称	② 小地域における住民主体の福祉活動の組織化の支援		
概 要	社会福祉協議会を通じて、小地域ごとに住民主体の福祉活動を行うための組織づくりを支援するための体制を整備します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
地域福祉課	重層的支援体制整備事業実施に向けた検討の中で、地域ごとに住民主体の福祉活動を行うための組織づくりを目指していきます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	組織づくりを支援するための体制について、市と社会福祉協議会における役割分担の整理を進めましたが、具体的な組織づくりの協議には至りませんでした。 今後は、重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討の中で、社会福祉協議会と協議します。		B
	令和8年度取組方針		
	実施準備を行っている重層的支援体制整備事業の検討の中で、組織づくりを支援するための体制整備について、社会福祉協議会と協議します。		

取組名称	③ 地域福祉懇談会等の定期的実施【再掲】		
概 要	市民の地域福祉への関心を喚起するとともに、地域情報を共有していくために、「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を継続的に実施します。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
【再掲】 地域福祉課	「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を開催します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	「次世代地域づくり会議」について、令和7年度は開催に至りませんでした。有意義な開催となるよう、対象者及び内容を検討し、関係機関等と協議を行っていきます。		B
	「地域福祉懇談会」について、重層的支援体制整備事業を含めた本市の包括的支援に焦点を当て、分かりやすい情報提供と活発な意見交換を通じた理解促進を図りました。懇談会後のアンケートで「自身の考えや意見が話しやすかった。」、「説明や資料は分かりやすかった。」との回答をいただきました。		
	【成果】地域福祉懇談会 ・令和8年3月27日（金） 本庄ガスEC0はにぽんプラザ 活動室G ・対象者：地域福祉審議会委員 ・講師：高崎健康福祉大学 一柳大輔先生 第一部 重層的支援体制整備事業を含む包括的支援体制について説明 第二部 意見交換		
	令和8年度取組方針		
「地域福祉懇談会」及び「次世代地域づくり会議」を開催します。			

基本戦略2 地域におけるつながりの強化

(5) 小地域における福祉活動の推進

取組名称	④ 地域福祉講演会等の実施【再掲】		
概要	地域福祉に関する市民の理解を促進し、支え合いの地域社会を構築していくため、市民や関係機関・団体構成員を対象とする、地域福祉に関する講演会を毎年実施します。		
担当部署等	令和7年度の実施方針		
【再掲】 地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	地域福祉に関する講演会を開催します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	社会福祉協議会と共催で地域福祉講演会を開催し、市民の地域福祉に関する理解促進に努めました。アンケート結果では、地域福祉への関心が「高まった」、「やや高まった」と回答した方が約85%でした。 【成果】 ・講師 杉 良太郎 氏 ・テーマ「福祉 想いのままに」 ・令和7年12月14日(日) グローバルソフトウェア本庄文化ホール ・来場者数 579人 内訳：講演会一般募集枠244人（事前申込216人、当日参加28人）、本庄市社会福祉協議会社会福祉大会式典参加者335人 ・講演では、自身が力を注いできた福祉活動の経験や、「生涯献身」という考えの下、今後も福祉活動を続けていくこと等について話があったほか、来場者からの質問に対して丁寧にお答えをいただきました。		A
	令和8年度の実施方針		
	地域福祉に関する講演会を開催します。		

(5) 小地域における福祉活動の推進

取組名称	⑤ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討【再掲】	
概要	サポーター養成講座や市民後見人養成講座等、市が実施する講座受講者が講座内容を地域において実践していくための仕組みを検討します。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
【再掲】 各関係課 (高齢者福祉課)	多世代・多分野における養成講座の実施及び地域で活動する場の確保を継続し、実践活動の充実を図ります。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	はにぼん筋力トレーニング・生活支援・認知症サポーター養成講座を実施し、地域活動への協力が可能なサポーターや、認知症キャラバン・メイトの登録情報を、市と地域包括支援センター、社会福祉協議会（生活支援サポーターのみ）とで共有してコーディネート可能な環境を整えました。 市民の困りごとに応じたサポーターによる支援とのマッチングや、チームオレンジサポーターを中心としたオレンジカフェの開催、生活支援など、地域での実践活動を行いました。 【成果】 ・はにぼん筋力トレーニングサポーター養成講座 全6回、受講者数27人 ・生活支援サポーター養成講座 全5回、受講者数23人 ・認知症サポーター養成講座 42回、受講者数1,553人（内訳：幼児13回250人、小学生11回471人、中学生6回558人、市民7回185人、企業・職域1回20人、介護サービス事業者2回15人、市職員2回54人）	A
	令和8年度の実施方針	
	多世代・多分野における養成講座の実施及び地域で活動する場の確保を継続し、実践活動の充実を図ります。	

取組名称	⑤ 福祉関係講座受講者等の実践活動支援の検討【再掲】	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
【再掲】 各関係課 (地域福祉課)	成年後見サポートセンターにおいて、市民後見人養成研修の基礎研修を開催します。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	市民後見人養成研修基礎研修、同フォローアップ研修及び法人後見従事者向け研修を3年を1クールとして実施しており、令和7年度は成年後見サポートセンターにおいて、令和8年1月に市民後見人養成研修の基礎研修を開催しました。 【成果】 ・基礎研修受講者15人、同修了者15人	A
	令和8年度の実施方針	
	成年後見サポートセンターにおいて、法人後見従事者向け研修及び市民後見人養成研修フォローアップ研修を開催します。	

■第3期本庄市地域福祉計画 進捗管理シート

《 基本戦略 3 》安心して暮らせる地域づくり

地域共生社会を実現するためには、安心して暮らせる生活環境も不可欠です。ハード面・ソフト面におけるバリアフリーはもちろんのこと、災害等の非常時においても必要な支援が得られる環境の構築を進めます。

また、障害や認知症等により判断能力が不十分な人が、住み慣れた地域での生活を可能な限り継続できるようにするためには、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、その人の権利や財産を守り、適切なサービスの利用を支援する仕組みが不可欠です。このため、こうした仕組みの適切な利用を促していきます。

また、罪を犯した人が立ち直り、地域社会で安定して生活を送ることができるよう、地域と協力しながら、支援を提供していきます。

成果指標の設定

指 標	現状値 (令和4年度)	目標値 (令和10年度)
本庄市が誰にとっても暮らしやすいまちだと思ふ人の割合 ※アンケート指標	58.1%	70.0%
避難行動要支援者名簿登録者数	2,518人	3,000人
市民後見人候補者の登録者数	14人	30人

関連するSDGsの目標



施策細目	(1) 地域における安心の創出
近年、本市においても大雪や浸水等の自然災害による被害が発生しています。このため、災害を防ぐための取組はもちろんのこと、被害を減らす減災、復旧を早めるレジリエンスの考え方を取り入れながら、ハザードマップや防災ガイドブックの配布等、広く市民が災害リスクを理解し、適切な準備や避難行動を取れるよう、正しい知識の周知・啓発を図ります。このほか、高齢者や障害者など、災害時において支援を必要とする人を把握するとともに、避難行動要支援者の個別支援計画を策定し、自治会や民生委員をはじめとした近隣住民等による支援体制を構築します。 また、安心して日常生活を送るためには、心身や財産等の安全が確保された環境が不可欠です。警察庁「令和4年の犯罪情勢」によると、平成15年以降刑法犯認知件数は減少傾向が続いていましたが、令和4年は令和3年を上回っている状況です。振り込め詐欺に代表される特殊詐欺の認知件数は依然として高い水準にあり、犯行手口の多様化・巧妙化も見られます。サイバー空間における犯罪も多く、被害の深刻化や手口の悪質化も見られます。すべての市民がトラブルに巻き込まれることのないよう、正しい対応を取るための意識啓発を図っていくことはもちろんのこと、地域による見守りを通じた犯罪の抑止に努める必要があります。	

取組名称	① 避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）の策定と周知啓発	
概 要	現行の災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）を避難行動要支援者避難支援プラン（全体計画）（以下「全体計画」といいます。）に改正し、避難行動要支援者の避難支援体制を整備します。 また、全体計画の周知啓発を行うことで、避難行動要支援者名簿登録者数の拡大を図るとともに、自治会や民生委員・児童委員等の避難支援関係団体にも、避難支援に関する手法等に関する説明を定期的に実施していきます。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	本制度を必要とする方の登録を促進するため、避難支援関係団体と連携して制度の周知を図っていきます。 また、本市の実情に合った全体計画の改正に向け、引き続き必要な情報収集を進めていきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	自治会及び民生委員・児童委員に対して制度の説明を行ったほか、地域包括支援センター及びケアマネジャーへ制度の周知を行い、制度に対する理解促進を図りました。加えて、保健所と連携して新たに難病患者へ名簿登録の案内通知を発送し、名簿登録者数の拡大に努めました。 また、他市の取組状況を視察し、全体計画の改正に向けて情報収集を行いました。 【成果】 ・民生委員・児童委員協議会への説明会実施回数 7回 ・自治会連合会への説明会実施回数 2回	A
	令和8年度の実施方針	
	避難支援関係団体と連携して制度の周知を図り、本制度を必要とする方の登録促進に努めます。 また、本市の実情に合った全体計画の改正に向け、情報収集を進めていきます。	

基本戦略3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における安心の創出

取組名称	② 関係機関・団体との情報共有体制の強化			
概 要	災害等緊急時における避難支援の迅速性を確保するとともに、災害に伴う支援の有効性・効率性を向上させるため、避難行動要支援者のうち、平常時からの情報共有に同意された人と名簿共有先の拡大を図ります。			
担当部署等	令和7年度取組方針			
地域福祉課	引き続き、個人情報の取扱いに留意しながら、平常時からの情報共有に同意された方の名簿や個別支援計画書を各関係機関に共有します。 また、新たに対象となる方に対して、名簿掲載の同意の確認を進めます。			
	令和7年度実施結果			
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】	
	【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	情報共有に関して同意のあった方の情報を、自治会や民生委員・児童委員、消防本部に共有し、地域の助け合いの体制づくりを進めました。 また、新たに制度の対象となる方及び難病患者に対して制度登録の案内を送付し、名簿掲載の同意確認を進めました。		A
		【成果】 ・名簿登録者数 2, 247人（令和8年3月31日時点）		
		令和8年度取組方針		
平常時からの情報共有に同意された方の名簿や個別支援計画書を各関係機関に共有するとともに、名簿共有先の拡大を図ります。 また、新たに対象となる方に対して、名簿掲載の同意確認を進めます。				

取組名称	③ 防災活動への避難行動要支援者の参加促進		
概 要	避難訓練等の防災活動の実施にあたり、避難行動要支援者が積極的に参加できる体制を整え、災害時に迅速かつ効率的な避難支援等を行う地域づくりを図ります。		
担当部署等	令和7年度取組方針		
危機管理課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き出前講座を実施していきます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	高齢者団体等を対象に市の出前講座を実施しました。 ※出前講座とは、市の職員を依頼のあった団体等へ派遣し、ハザードマップの見方や活用方法の説明、避難に関する内容を解説する事業 【成果】 ・開催回数 5回 ・参加人数 125人		A
	令和8年度取組方針		
	出前講座を実施していきます。		

基本戦略3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における安心の創出

取組名称	④ 災害時の相談支援体制の確立	
概要	社会福祉協議会の災害ボランティアセンター及び関係機関・団体と連携し、災害時に専門的な相談支援を行うための体制づくりを検討していきます。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
危機管理課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引続き、関係団体等や各部署との連携を深めていきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	火災等での被災者支援について、市の担当となる部署と社会福祉協議会で支援体制の確認を行いました。	A
	令和8年度の実施方針	
	関係団体等や各部署との連携を深めていきます。	

取組名称	④ 災害時の相談支援体制の確立	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
市民活動推進課 【評価】 令和6年度 B 令和7年度 B 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和8年度に災害ボランティアセンターの開設に伴う訓練の実施に向け、社会福祉協議会と協議を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	災害ボランティアセンターの開設に伴う訓練の実施に向け、社会福祉協議会と災害ボランティアセンター運営支援システム導入に係る協議を実施しました。	B
	令和8年度の実施方針	
	災害ボランティアセンター設置訓練を社会福祉協議会と実施します。	

基本戦略3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における安心の創出

取組名称	⑤ 福祉避難所の設置	
概要	福祉事業所と協定を締結し、災害発生時に必要に応じて福祉避難所を開設します。受け入れ対象者について、事前に事業所と情報共有を行います。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 B 令和7年度 B 令和8年度 令和9年度 令和10年度	福祉避難所の開設に向け、関係課と協議し、現状と課題を整理します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	福祉避難所の在り方について危機管理課と協議を行ったほか、埼玉県からの調査「福祉避難所の指定状況等調べについて」を通じて実態の把握に努めました。 災害発生時における対象者の円滑な受入れに向け、関係課との協議を進めます。	B
	令和8年度取組方針	
	福祉避難所の運用方法について、関係課との協議を進めます。	

取組名称	⑤ 福祉避難所の設置	
担当部署等	令和7年度取組方針	
危機管理課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	福祉避難所の設置や運営における課題等について、関係課と協議を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	福祉避難所の開設・運営及びその維持管理に関して担当課と課題等を共有する場を設けました。	A
	令和8年度取組方針	
	福祉避難所の設置や運営に関する課題の解決や調整事項の解消について、関係課と協議・検討を行います。	

基本戦略3 安心して暮らせる地域づくり

(1) 地域における安心の創出

取組名称	⑥ ハザードマップ等の活用支援	
概要	避難行動要支援者等との交流等、平常時からの支えあいの意識を醸成するとともに、支援関係者同士で情報共有を進めていくため、ハザードマップ等の地域情報を地域で共有・活用することを支援します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
危機管理課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	内水氾濫について想定最大規模の被害を想定したハザードマップを作成し、全世帯へ配布します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	内水氾濫について想定最大規模の被害を想定したハザードマップを作成し、そのほかのハザードマップと合わせて掲載した「本庄市防災ガイドブック」の改訂版を全世帯へ配布しました。	A
	令和8年度取組方針	
	ハザードマップの活用方法について、高齢者団体等を対象とした出前講座等で啓発します。	

取組名称	⑦ 防犯施策の推進	
概要	防犯ボランティア団体の組織化を更に進めるため、未組織自治会の解消とともに、各種団体との連携による組織の充実を図ります。 また、高齢者を狙った電話による特殊詐欺を防止するため、自動通話録音装置の貸出しを行います。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
危機管理課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	防犯ボランティア団体未組織自治会の解消に向けた取組を推進します。 自動通話録音装置を普及・促進します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	防犯ボランティア団体に1団体の新規加入がありました。 【成果】 ・自動通話録音装置 貸与台数 10台	A
	令和8年度取組方針	
	防犯ボランティア団体未組織自治会の解消に向けた取組を推進します。 自動通話録音装置を普及・促進します。	

施策細目	(2) 権利擁護の推進
高齢化の進展に伴い、日常生活を送るために何らかの支援を必要とする人は全国的に増加傾向が続いています。障害や認知症等により、自らの権利や財産を自分で守ることが難しい人も増えており、日常生活自立支援事業や成年後見制度など、判断能力が十分でない人の権利を守るための制度の重要性が高まっています。国は、平成28年5月に「成年後見制度利用促進に関する法律」を施行し、市町村に対して成年後見制度利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めることを努力義務とし、制度の利用を促すことを求めています。 市民アンケートでは、成年後見制度を「知らない」人が全体の38.5%、日常生活自立支援事業を「知らない」人が全体の65.3%を占めています。これらの制度や事業の周知を図るとともに、必要とする人の適切な利用につなげていく必要があります。 また、本市では、令和3年から社会福祉協議会に委託して「本庄市成年後見サポートセンター」を設置しており、市民の権利擁護に関する相談を受け付けているほか、市民の権利や財産を守るための制度の利用に向けた手続等の支援を行っています。成年後見サポートセンターを中心として、すべての人が最後まで住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを権利擁護の観点から進めていきます。 また、すべての市民があらゆる虐待を受けることのないよう、広く市民に向けて虐待に関する周知・啓発を行うほか、虐待が疑われるケースの早期発見・早期介入に努めます。	

取組名称	① 成年後見制度の利用促進	
概要	成年後見制度の利用促進を図るため、成年後見サポートセンターを中心とした相談体制の充実、受任者調整の支援、権利擁護人材の育成や活動の促進、後見人支援等の機能を整備します。 また、判断能力が不十分となった本人や親族による成年後見制度開始の申立ができない場合に、市長申立による成年後見制度開始の審判請求を行うなど、成年後見制度の利用支援を行います。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	成年後見サポートセンターにおいて、電話や来所による相談に随時対応し、必要に応じて専門相談との連携を行います。 専門相談においては、相談員アドバイザーと相談員との意思統一を図り、各々の専門性を活かした一体的な相談体制を整備します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	成年後見サポートセンターにおいて、一般相談（職員が対応）が39件あり、その内1件を専門相談（相談員及び相談員アドバイザーが対応）につなぎました。※専門相談の件数：18件／年 6月には、相談員アドバイザー（弁護士）を講師として相談員研修を実施し、個人ワーク及びグループワークで事例の検討及び意見交換を行いました。	A
	令和8年度取組方針	
	成年後見サポートセンターにおいて、電話や来所による相談に随時対応し、必要に応じて専門相談との連携を行います。 専門相談においては、相談員アドバイザーと相談員との意思統一を図り、各々の専門性を活かした一体的な相談体制を整備します。	

(2) 権利擁護の推進

取組名称	① 成年後見制度の利用促進	
担当部署等	令和7年度取組方針	
生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	支援が必要な高齢者について市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護を行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	支援が必要な高齢者について市長申立を行いました。 【成果】 ・申立件数 4件	A
	令和8年度取組方針	
	支援が必要な高齢者について市長申立を行うことで、高齢者の権利擁護を行います。	

取組名称	① 成年後見制度の利用促進	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き、制度周知に努めるとともに、障害のある方の審判申立請求を支援することで、成年後見制度の利用促進に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	ガイドブック（障害福祉ガイド）や市ホームページに掲載するなど、制度周知に努めました。 また、市長による審判請求手続を行い、あらかじめ審判の申立てに係る印紙代等の費用を負担しました。 【成果】 ・審判請求手続件数 2件	A
	令和8年度取組方針	
	制度周知に努めるとともに、障害のある方の審判申立請求を支援することで、成年後見制度の利用促進に努めます。	

(2) 権利擁護の推進

取組名称	② 市民後見人等権利擁護人材の育成と支援		
概要	成年後見サポートセンターにおいて、市民後見人養成講座、NPO法人等法人後見従事者向け講座等を実施します。また、講座修了者等が資質向上を図り、受任を目指すことができるよう、継続的な支援を実施します。		
担当部署等	令和7年度の実施方針		
地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	成年後見サポートセンターにおいて、市民後見人養成研修の基礎研修を開催します。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	市民後見人養成研修基礎研修、同フォローアップ研修及び法人後見従事者向け研修を3年を1クールとして実施しており、令和7年度は成年後見サポートセンターにおいて、令和8年1月に市民後見人養成研修の基礎研修を開催しました。 【成果】 ・基礎研修受講者15人、同修了者15人		A
	令和8年度の実施方針		
	成年後見サポートセンターにおいて、法人後見従事者向け研修及び市民後見人養成研修フォローアップ研修を開催します。		

取組名称	③ 権利擁護相談体制の充実		
概要	判断能力の低下した高齢者や障害者の権利や財産を保護するため、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所、各団体と連携し、相談体制の充実に取り組みます。		
担当部署等	令和7年度の実施方針		
生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	地域包括支援センター等と連携し相談体制の充実に取り組みます。		
	令和7年度実施結果		
	【具体的な取組内容・成果】		【自己評価】
	本市と地域包括支援センターで月1回行われる包括連絡会に出席し、意見や情報等の交換を行っています。 また、高齢者宅の同行訪問や対応状況の確認を定期的に行うなど、連携して相談体制に充実に取り組んでいます。		A
	令和8年度の実施方針		
	地域包括支援センター等と連携し相談体制の充実に取り組みます。		

(2) 権利擁護の推進

取組名称	③ 権利擁護相談体制の充実	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課	引き続き関係機関と連携して、障害者の権利擁護と虐待の防止及び対応に取り組めます。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	障害者本人の意思や権利の尊重と、必要な権利擁護制度の活用などについて、障害者相談支援事業所等の関係機関が連携して支援を行いました。また、埼玉県成年後見制度利用促進協議会に参加し、障害者の権利擁護と虐待の防止等について理解を深めました。	A
	令和8年度取組方針	
	関係機関と連携して、障害者の権利擁護と虐待の防止及び対応に取り組むとともに、対応力の向上に繋がる研修に積極的に参加していきます。	

取組名称	④ 権利擁護事業に関する周知啓発	
概要	虐待や成年後見制度について、市民をはじめ、関係する福祉関係事業所、民間事業者等の権利擁護が必要な人を取り巻く人を対象とする講演会・研修会を実施するとともに、パンフレット等を作成し、周知啓発を図ります。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	成年後見サポートセンターにおいて、制度の周知に関する講演会と予約制の個別相談会を開催します。 また、広報・啓発のためのリーフレットを関係機関に配布します。	
【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	9月に「聞いて納得！成年後見制度の基本を学ぼう」と題した講演会を開催しました。講演会終了後には、個別相談会（予約優先）を開催しました。 また、成年後見サポートセンターの周知のため、リーフレット及びパンフレットを公共機関、医療機関、金融機関等に配布しました。	A
	【成果】 ・講演会来場者数 143人 ・個別相談会相談件数 6件 ・リーフレット・パンフレット配布先 247か所 ・リーフレット・パンフレット配布枚数 それぞれ1,810枚	
	令和8年度取組方針	
	成年後見サポートセンターにおいて、制度の周知に関する講演会を開催します。 また、広報・啓発のためのリーフレットを関係機関に配布します。	

(2) 権利擁護の推進

取組名称	④ 権利擁護事業に関する周知啓発	
担当部署等	令和7年度取組方針	
生活支援課	周知啓発のため広報への掲載、虐待のパンフレット配布などを行います。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	虐待ゼロ推進月間である7月に市広報紙で虐待禁止を呼びかけるとともに虐待通報ダイヤルについて周知を行いました。 また、高齢者虐待のパンフレットと虐待通報ダイヤルについてのパンフレットの2種類を本市の窓口で配布しました。 地域包括センターには虐待通報ダイヤルのパンフレットを配付し、高齢者宅訪問時などに配布するよう依頼しました。	A
	令和8年度取組方針	
	周知啓発のため市広報紙への掲載、虐待のパンフレット配布などを行います。	

取組名称	④ 権利擁護事業に関する周知啓発	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課	引き続き、障害者本人の意思や権利の尊重として必要な権利擁護制度の活用について、周知啓発を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	各相談窓口の情報について、市広報紙に掲載する等周知を図るとともに、手話奉仕員養成講座において、制度の活用について説明しました。 【成果】 ・手話奉仕員養成講座 令和7年6月25日	A
	令和8年度取組方針	
	障害者本人の意思や人権の尊重と必要な権利擁護制度の活用について、周知啓発を図ります。	

(2) 権利擁護の推進

取組名称	④ 権利擁護事業に関する周知啓発	
担当部署等	令和7年度取組方針	
市民活動推進課	人権研修等を開催し、擁護が必要な人や状況等について学びます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	公民館等地区・利用者団体人権教育研修会（11か所）、ひととひとの人権を考えるセミナー（全3回）、本庄市人権教育研究集会等を開催し、人権学習を行う中で擁護が必要な人や状況等について学び、参加者の人権に対する理解が深まりました。	A
	令和8年度取組方針	
	人権研修等を開催し、擁護が必要な人や状況等について学びます。	

取組名称	⑤ 虐待の防止と早期対応	
概要	こどもや高齢者、障害者などに対する虐待について、関係機関と連携し、早期発見、早期対応を行います。 また、虐待の一因となる負担感や孤立感を緩和し、虐待防止を図ります。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
こども家庭センター	公認心理師による相談は継続し、オンライン講座配信事業は、「保護者支援講座配信事業」とし、より利用しやすい配信事業に再考していきます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	児童福祉と母子保健援護の必要な特定妊婦に対し、妊娠婦期から乳幼児期にかけて伴走支援し、虐待の防止と早期発見・対応に努めました。 11月には「児童虐待防止推進月間」として、懸垂幕の掲示、講演会、オレンジリボン着用、産業フェスタにて啓発活動など、オレンジリボン運動を実施しました。 保護者支援のためのオンライン講座配信事業は、「保護者支援事業」として、島田博士監修のもと、「ウェルネス手帳」を作成しました。	A
	令和8年度取組方針	
	関係機関と連携し、虐待の防止と早期発見、早期対応に努めます。虐待防止推進のための啓発活動や事業を継続します。	

(2) 権利擁護の推進

取組名称	⑤ 虐待の防止と早期対応	
担当部署等	令和7年度取組方針	
生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	地域包括支援センター、警察、医療機関、サービス提供事業者、民生委員・児童委員等の関係機関や地域団体等と連携し、虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応に努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	虐待ネットワーク会議を1月に開催し、地域包括支援センター、警察、医療機関、サービス提供事業者、民生委員・児童委員等の関係機関や地域団体等と連携を行うため、情報共有を行うとともに虐待防止について話し合いました。	A
	令和8年度取組方針	
	地域包括支援センター、警察、医療機関、サービス提供事業者、民生委員・児童委員等の関係機関や地域団体等と連携し、虐待が疑われるケースの早期発見・早期対応に努めます。	

取組名称	⑤ 虐待の防止と早期対応	
担当部署等	令和7年度取組方針	
障害福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	引き続き関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止のための対応と、障害者及びその擁護者の支援体制づくりに努めます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	関係機関と連携し、速やかな対応と支援を行いました。また、基幹相談支援センターが、市内の事業所に対して虐待の早期発見・防止のための研修を行いました。 【成果】 ・相談事業所向け虐待防止研修 7回	A
	令和8年度取組方針	
	関係機関と連携し、虐待の早期発見・防止のための対応と、障害者及びその擁護者の支援体制づくりに努めます。	

施策細目	(3) 更生保護の推進
刑法犯認知件数は平成15年以降全国的に減少傾向が続いてきましたが、令和4年は再び増加に転じました。刑法犯により検挙された者の再犯者率は、50%弱となっており、犯罪を繰り返すケースが少なくない状況です。こうしたことから、犯罪や非行に陥った人に対する社会復帰支援が課題の一つとなっています。犯歴のある人は、安定した仕事や住居がない、高齢である、障害や依存症がある、十分な教育を受けていないなど様々な課題を抱えており、立ち直りに向けた息の長い支援が必要です。 本市には、法務大臣が定める保護司の活動区域である保護区として、本庄地区（合併前の旧本庄市と上里町）と児玉地区（合併前の旧児玉町と美里町、神川町）の2地区があり、各地区で保護司会が更生保護活動を行っています。福祉と司法が連携することで、再犯につながる「生きづらさ」を解消するとともに、刑余者の立ち直りを社会的にも支えていく地域づくりを進めます。	

取組名称	① 更生保護団体への支援	
概要	市内での保護観察活動を円滑に実施できる環境づくりのために、埼玉県下の更生保護事業を統括する「さいたま保護観察所」との連携の下、本庄地区及び児玉地区保護司会への事務支援を行うとともに、他の更生保護団体との連携を強化します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	本庄地区保護司会の事務局は上里町に移管されますが、補助金の交付により引き続き保護司会への支援を行うとともに、保護司活動について情報共有を図ります。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	本庄地区保護司会本庄支部の事務局を務め、事務支援を行いました。 本庄地区保護司会及び児玉地区保護司会の運営及び事業に対し、予算の範囲内で交付金を交付し、その活動を支援しました。 本庄地区保護司会本庄支部と本庄市更生保護女性会との意見交換会を1回開催し、両団体の協働事業に関する提案等について協議しました。	A
	令和8年度取組方針	
	保護司会の活動に対して交付金を交付することにより団体への支援を行うとともに、保護司活動について情報共有を図ります。	

(3) 更生保護の推進

取組名称	② 更生保護サポートセンターの運営支援	
概 要	市内の更生保護活動の拠点とするため、本庄地区及び児玉地区保護司会がそれぞれ運営する、更生保護サポートセンターの運営を支援します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	本庄及び児玉の各地区保護司会に対し、庁舎内の一室を更生保護サポートセンターとして引き続き貸し出し、保護司の活動を支援します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	児玉地区保護司会には、児玉総合支所旧庁舎の会議室を貸し出したほか、本庄地区保護司会に対しては、市役所本庁舎の一室を貸し出し、保護司の処遇活動への支援を行いました。 保護司は、対象者と自宅で面接を行うことに不安を感じる場合に、サポートセンターを利用することで、より安心して相談や指導に取り組むことができるようになりました。	A
	令和8年度取組方針	
	本庄及び児玉の各地区保護司会に対し、庁舎内の一室を更生保護サポートセンターとして貸し出しを継続し、保護司の活動を支援します。	

取組名称	③ 社会を明るくする運動への支援	
概 要	罪を犯した人の立ち直りを支える地域社会を構築するため、社会を明るくする運動本庄市推進委員会への事務支援を強化し、地域住民を対象とした啓発活動を強化します。	
担当部署等	令和7年度取組方針	
地域福祉課	当該団体の事務局として、各関係機関との協力関係を築くとともに、より多くの市民に「社会を明るくする運動」に対する理解を深めていただくため、既存の啓発事業を改善するとともに、より効果的なPR手法を研究します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	「社会を明るくする運動」本庄市推進委員会の事務局を務め、当該団体の活動を支援するとともに、各種事業にも協力しました。 特に、7月の強調月間中は、公用車の車載スピーカーによる広報活動を行い、市役所駐車場に「社会を明るくする運動」の懸垂幕を掲示しました。7月5日には「青少年育成市民会議」との合同啓発キャンペーンを実施しました。参加者は、各々啓発物品を複数個持ち帰り、それぞれの地域で配布をして周知に努めました。 また、当該団体の活動に対し、補助金を交付しました。 【成果】 ・キャンペーン参加者 125人 ・啓発物品配布数 600セット	A
	令和8年度取組方針	
	当該団体の事務局として、各関係機関との協力関係を築くとともに、より多くの市民に「社会を明るくする運動」に対する理解を深めていただくため、既存の啓発事業を改善するとともに、より効果的なPR手法を研究します。	

(3) 更生保護の推進

取組名称	④ 刑余者への就労支援の充実	
概要	保護観察対象者の適切な就労のため、保護司会等と連携を強化し、支援を要する刑余者を生活困窮者自立支援事業等の必要な支援につなぎます。	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
地域福祉課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	法務省や保護観察所、保護司会等の関係機関と連携し、支援を要する刑余者を生活困窮者自立支援事業等の必要な支援につなぎます。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	令和8年1月に市職員が法務省主催のオンライン会議に参加し、各地方公共団体による再犯防止の取組の現状のほか、成果や課題を共有することにより、犯罪の防止や更生保護に対する理解を深め、支援の質の向上に努めました。	A
	令和8年度の実施方針	
	法務省や保護観察所、保護司会等の関係機関と連携し、支援を要する刑余者を生活困窮者自立支援事業等の必要な支援につなぎます。	

取組名称	④ 刑余者への就労支援の充実	
担当部署等	令和7年度の実施方針	
生活支援課 【評価】 令和6年度 A 令和7年度 A 令和8年度 令和9年度 令和10年度	保護司会等と連携し自立相談支援事業等を活用し就労支援等を実施します。	
	令和7年度実施結果	
	【具体的な取組内容・成果】	【自己評価】
	刑余者1人に対して就労支援を行い、就労に繋げました。	A
	令和8年度の実施方針	
	保護司会等と連携し自立相談支援事業等を活用し就労支援等を実施します。	